

琉球大学学術リポジトリ

要請、決議（早期復帰）(I)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43322

(1) 決議書(昭三九、七、一七、四〇、三、二二)

都道府県市町村議会名	決議年月日	本有接受月日
行橋市議会(福岡)	昭和39.7.12.	39.8.4.
熊本県牛深市議会	39.6.18.	39.8.1.
新潟県長岡市議会	39.7.27.	39.8.8.
近畿市議会(宮崎)	39.7.9.	39.8.4.
福岡県筑後市議会	39.7.29.	39.8.4.
佐賀県那珂湊市議会	39.7.28.	39.8.5.
網走市議会議長(北海道)	39.7.14.	39.8.3.
草津町議会(群馬)	39.7.24.	39.8.4.
熊本県荒尾市議会	39.7.16.	39.7.28.
福井県議会議会	39.7.17.	39.7.31.
大牟田市議会議長	39.8.2.	39.
宮崎県西都市議会	39.7.11.	39.8.10.
大田原市議会議長(栃木)	39.7.31.	39.8.10.
新津市議会	39.8.7.	39.8.15.
茨城県東浦町議会議長	39.8.1.	(×688.)
茨城県結城市議会議長	39.8.19.	(×690.)
金日本金属飯山労働組合連合会	39.8.14.	39.8.27.
国山県緑社市議会議長	39.8.19.	39.8.31.
沖縄県那覇市議会議長	39.8.25.	39.9.11.

GA-6

外務省

都道府県市町村議会名	決議年月日	本有接受月日
静岡県富士宮市議会議長	39.9.7.	39.9.16.
山形県、宮河江市議会	39.9.24.	39.9.26.
栃木県足利市議会議長	39.9.21.	39.9.28.
東京都小金井市議会議長	39.9.21.	39.9.28.
福島県白河市議会議長	39.9.28.	39.10.1.
福井県議会議長	39.9.30.	39.10.5.
吳市議會議長	39.10.2.	39.10.5.
静岡県藤枝市議会議長	39.10.2.	39.10.5.
求人市議會議長	39.10.1.	39.10.7.
鹿児島市議會議長	39.9.26.	39.10.6.
小林市議會議長(宮崎県)	39.10.1.	39.10.6.
沼津市議會議長(静岡県)	39.10.5.	39.10.8.
栃尾市議會(新潟県)	39.10.2.	39.10.8.
千葉県佐原市議會議長	39.10.1.	39.10.8.
太田市議會議長(群馬県)	39.10.3.	39.10.9.
加世田市議會議長(鹿児島県)	39.10.6.	39.10.9.
新居浜市議會議長	39.10.7.	39.10.12.
小山市議會議長	39.10.5.	39.10.12.
剣路市議會議長	39.10.7.	39.10.12.

GA-6

外務省

3

都道府県市町村議会名	決議年月日	本省接受年月日
都城市議會議長(宮崎県)	39. 10. 5.	39. 10. 12.
久留米市議會議長(福岡県)	39. 10. 7.	39. 10. 12.
取手市議會議長(茨城県)	39. 10. 8.	39. 10. 12.
焼津市議會議長(静岡県)	39. 10. 13.	39. 10. 14.
山梨県大月市議會議長	39. 10. 14.	39. 10. 15.
郡留市議會議長(山梨県)	39. 10. 15.	39. 10. 17.
串間市議會(宮崎県)	39. 10. 5.	39. 10. 20.
尾鷲市議會(三重県)	39. 9. 28.	39. 10. 20.
静岡県浜松市議會	39. 10. 29.	39. 10. 23.
四國地區市町村議會議長	39. 10. 17.	39. 10. 22.
山形市議會議長	39. 10. 23.	39. 10. 26.
群馬県佐波郡境町議會	39. 10. 1.	39. 10. 26.
福岡県須恵町議會議長	39. 9. 30.	39. 11. 2.
大分市議會	39. 10. 16.	39. 11. 5.
東京都	39. 10. 31.	39. 11. 9.
東京都渋谷区議會議長	39. 12. 3.	39. 12. 8.
福島県議會議長	39. 12. 19.	39. 12. 24.
東京都府中市議會	39. 12. 23.	
山形県鶴岡市議會議長	39. 12. 25.	40. 1. 4.
淡路市議會議長	39. 12. 22.	39. 12. 28.

GA-6

外務省

4

都道府県市町村議会名	決議年月日	本省接受年月日
千葉県柏市議會議長	40. 1. 11.	
福島県石津郡小泉町議會議長	39. 12. 24.	
鹿児島県贈与於郡有明町議會	40. 1. 27.	
琉球政府立法院	40. 1. 4.	
守口市議會議長	40. 2. 23.	
新潟県中頃城郡妙高町議會	40. 3. 6.	40. 3. 12.
宮城県議會議長	40. 3. 4.	"
新発田市議會議長	40. 3. 9.	"
鹿児島県町村議會議長会	40. 3. 9.	40. 3. 13.
中原村議會議長	40. 3. 12.	
鳥取県議會議長	40. 3. 18.	40. 3. 20.
佐賀県杵島郡北方町議會	40. 3. 16.	40. 3. 22.
富山県不動川郡入善町議會	40. 3. 23.	40. 3. 25.
岡山県議會議長	40. 3. 19.	
宮城県名取市議會	40. 3. 23.	40. 3. 26.
愛媛県北宇和郡伊集院町議會	40. 3. 23.	"
愛媛県南宇和郡城廻町	40. 3. 20.	"
佐賀県東松浦郡佐賀町議會	40. 3. 22.	"
愛媛県議會	40. 3. 22.	"

GA-6

外務省

都道府県市町村議会	決議年月日	本省接受年月日
島根県日本国民党議会	39. 9. 20.	39. 9. 25.
日本社会党中央本部	39. 10. 31.	
九州市議会鹿児島市議会	39. 6. 10.	
山形県寒河江市議会	39. 7. 24.	39. 9. 26.
沖縄諸島祖國復帰成会	40. 1. 21.	

GA-6

外務省

要処理	要研究	急
課長		
藤吉		
馬		
川		
有渡		
平		
大		
岐吉		
津		
上村		

アメリカ局長
事官

三九行議第三四六号
長昭和三九年七月二〇日

沖縄の祖国復帰要請について

標記の件について、別紙のとおり決議いたしましたので、よろしく御記憶方お願い致します。

外務大臣

稚名悦三郎殿

行橋市議会

議長 長野信藏



決 議 文

沖縄の祖国復帰の問題は沖縄県九十万同胞はもとより全日本国民多年に亘る要願である。

戦後十九年の永きにわたり、祖国日本から分離され祖国との往来も米民政権のバスポートを必要とする現状である。

かかる状態を今後継続することは、独立国日本国民として耐え難い屈辱であり、同胞として忍びがたいものである。

沖縄に於ける主席公選、自治権獲得、祖国復帰の運動は今や政党政派を超越した全島民の世論となつてゐる。沖縄統治のあり方は地域住民の利益が至上のものであるという原則と民主主義ならびに基本的人権の保障に反するものといわねばならない。

同一民族が分断され他国の支配下におかれていることは国際正義に反するものと信ずる。

よつて行橋市議会は沖縄が一日も早く祖国日本に完全復帰するための措置が速かに講じられるよう強く要請するものである。

右決議する。

昭和三十九年七月十七日

行橋市議会



アメリカ方面
参事官

北米課長

牛議第233号
昭和39年7月25日

外務大臣 植田悦三郎殿

熊本県牛深市議会
議長 鶴長千年



同胞の心情を御賢察の上、沖縄全島に対して日本
の主権を速やかに、かつ完全に回復するため特別
の措置を至急講じてくださるよう、決議書を添え
て要請申し上げます。

敬具

(決議書 / 部添付)

沖縄の祖国日本への復帰要請について

謹啓 盛夏の候ますますご清栄のこととおよろこび
申し上げます。

さて、私どもは、沖縄90万同胞が敗戦による被
圧迫民族として戦後19年の長きにわたって苦難に
満ちた生活の中にしん吟していることに対し、限り
ない同情を覚えるものであります。

つきましては、本市議会は別紙のとおり、沖縄の
日本復帰要請に関する決議をしました。

政府におかれでは、沖縄島民が常に祖国日本への
復帰を熱望し、涙ぐましい努力を続いている90万

要	重要連絡
要研究	至急
課	長
斎藤吉田	
有馬	
渡辺平川	
大崎吉津	

熊本県牛深市役所
4225

牛深市議会

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は第二次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、東西両陣営対立の複雑な國際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することはわれわれの到底忍び得ないところである。1962年3月19日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除

されない限り、本土復帰の実現は予断
を許さないものがある。然るに沖縄住
民は、戦後19年の間ひたすらに本土
への復帰を宿願としており、われわれ
国民もまた沖縄に対する日本の主権が
1日も早く回復されるよう待望して久
しいものがある。よって政府におかれ
ては、沖縄統治の実情と、沖縄並びに
本土の全国民が懷く素朴な感情を御賢
察の上、速やかに沖縄における日本の
主権回復について特段の措置を講せら
れるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和39年6月18日

牛深市議会



アメリカ局長
参事官
北米課長

昭和三十九年七月二十七日

要處理要連絡
要研究至急
課長
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津
二村

外務大臣 植名悦三郎 殿
新潟県長岡市

沖縄の祖国日本への復帰に関する意見書

沖縄の祖国日本への復帰に関する意見書

沖縄住民が祖国日本への復帰に悲願をかけて以来ここに十九年、この間幾多の困難にも

めげず、全住民はあげてその目的達成のために不斷の努力を続けております。

よつて、政府並びに関係当局におかれでは、沖縄住民の悲願と日本国民の素朴な国民感

情を直視し、速かに沖縄が祖国日本へ完全に復帰し得るよう適切な措置を講ぜられること

を要望する次第であります。

ここに地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出いたします。

昭和三十九年七月二十七日

長岡市議會議長 酒井松



4346
8787

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄の日本復帰に関する決議
昭和三十九年七月九日延岡市議会において別紙のとおり決議いたしましたので、善処方をお願いいたします。

大

サメリカ島長
事務課長
延市議第三八三号

昭和三十九年七月二十八日

延岡市議会議長

浮島正

外務大臣
椎名悦三郎



要連絡	
要研	急
要最	
要清	吉
有馬	間
渡辺	平
大吉	川
上村	吉

4346

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な國際情勢のもとで止むを得ず執られてゐる措置にせよかかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は、從来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしてゐるが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖縄住民は、戦後十九年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれでは、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全国民が懷く素朴な感情を御観察の上、速やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右、決議する。

昭和三十九年七月九日

延岡市議



アメリカ局長

参事官

光米設置

筑議 第5タ3号

昭和39年7月29日

外務大臣
椎名 慎三郎

福岡県筑後市議会

議長 中尾義



沖縄の日本復帰に関する決議について

沖縄の日本復帰に關し別紙のとおり決議されましたので速やかに御措置賜りますようお願ひいたします。

要處理要領
要研(至急)
課
氏名
吉田
有
平川
大
文

4351

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第2次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

1962年3月19日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖縄住民は、戦後19年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よって、政府におかれでは、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全国民が懷く素朴な感情を御監察の上速やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

以上、決議する。

昭和39年4月10日

福岡県筑後市議会



<p style="text-align: right;">アメリカ局長</p> <p style="text-align: right;">参事官</p> <p style="text-align: right;">長</p> <p>茨城議発第 60 号</p> <p>昭和39年7月30日</p> <p>外務大臣 植名 悅三郎 殿</p> <p>茨城県那珂湊市議会議長 井上 勇</p> <p>沖縄の祖国復帰に関する要請について</p> <p>沖縄が速かに日本の主権の下に帰り、且つ完全に日本国民たるの自由と権利を享受出来るよう最善の努力を払われんことを本市議会の決議をもつて強く要請いたします。</p> <p style="text-align: right;">(那珂湊市役所)</p>	<p style="text-align: center;">沖縄の祖国復帰に関する要請決議</p> <p>沖縄は、第二次大戦の敗戦による軍事占領統治7年、次いで対日平和条約第3条によつて祖国から分離され、アメリカの軍事的植民地的支配のもとにおかれてい2年、実に19年の長きにわたつて異民族の支配下におかれている。第二次大戦時祖国防衛最後の拠点として山容を変え、島民を全滅させるが如きまで最大の犠牲を払われた同邦沖縄が未だに島民の悲願を違せず、はるかに祖国復帰の血の叫びを続けさせて居ることはわれわれ日本国民として誠に同情に堪えざるとごろである。</p> <p>日本政府は、沖縄が速かに日本の主権の下に帰り、且つ完全に日本国民たるの自由と権利を享受出来るよう最善の努力を払われんことを強く要請するものである。</p> <p>上記決議する。</p> <p>昭和39年7月28日</p> <p style="text-align: right;">(那珂湊市役所)</p>
---	--

アメリカ局長

参事官

北米課長
昭和39年7月31日

外務大臣
椎名悦三郎

殿

網走市議会議長 林 幸



沖縄の祖国復帰に関する要望決議の送付について

7月14日の第136回本市議会臨時会において標記の決議

案を可決したので、別紙のとおり送付しますから格段の措置を

講ぜられるようお願いします。

要研究	急
課長	
斎藤吉田	
有馬	
渡辺平川	
大鶴吉郎	

○ 沖縄の祖国復帰に関する要望決議

網走市議会

4347

沖縄の祖国復帰に関する要望決議

沖縄は古来日本固有の領土であるにも拘らず、終戦後未だにその主権が確立されていない現状にある。この間90万同胞が举つて祖国日本への復帰を切望し、幾多の困難をこえて運動を続けながら今日なおその悲願が達成されず、住民の政治、経済、教育、福祉等生活のあらゆる面にわたつて圧迫と統制にしん吟している。

このことは、国連憲章、人権世界宣言に背反するのみならず、国際正義上からも許さるべきことではないと信ずる。よつて政府は、沖縄の祖国復帰が一日も早く実現し、沖縄に対する日本の主権が完全に回復する措置を講ぜられるよう、本市議会の決議により強く要望する。

以上決議する。

昭和39年7月14日

網走市議会

アメリカ局長
事官
見本添え

沖縄祖国復帰に関する決議

第2次世界大戦による日本の敗戦以来12年間
軍事占領と対日平和条約による分離とによって、
異民族の支配を余儀なくされているのが沖縄の現
状であります。

沖縄の軍事基地化による住民の生命財産は、軍
用機の墜落事故、流れ弾又は砲弾落下によりおび
やかされ、完全の補償がなされず金融機関への介
入、農連の抜打監査等自治権は皆無の状態である
と、沖縄90万同胞は訴えております。これは、
その地域の住民の権益が至上のものであるという
原則に立って行わなければならぬといふ国連憲
章に規定された非自治地域の統治の原則に違反し
實にいかなる理由があるにせよ同一民族が分断さ
れ、他国の支配下におかれることは、國際信義に
反するものと信じます。

永い年月にわたる沖縄問題の苦腦を思うとき、
我々国民は一丸となつて沖縄同胞の悲願である祖
國復帰を達成出来るよう努力すべきであると信じ
政府に於てもこれが措置を講ぜられますより強く

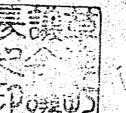
要處理要連絡
要研究至急
課
斎藤吉田
有
渡辺平川
大崎吉津
工作

要請いたします。

右決議する。

昭和39年7月24日

草津町議会



アメリカ局長
参事官

北米課長

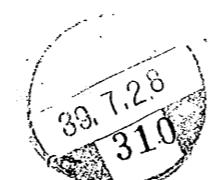
昭和三十九年七月二十日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

要処理	要上納
要研究	至急
課長	
直 葵 吉 田	
有 馬	
渡 辺 平 川	
大 藤 吉 津	
上 竹	

熊本県荒尾市議会議長

小川



4134

沖縄の日本復帰要請に関する決議

沖縄は第2次世界大戦の敗戦に伴い、軍事占領下に2年ついで平和条約締結後も日本より分離され、アメリカのれい属下に12年、実に19年の長きに亘つて異邦の支配を余儀なくされています。島ぐるみの基地化と軍事支配の中で、島民は財産はもとよりその生命の安全さえも保証されない苦難の中に呻吟しつつ、常に祖国日本への復帰を熱望して涙ぐましい努力を継続して参つたのであります。この島民の悲願にもかかわらず、極東に脅威と緊張が存続することを理由に米国の沖縄支配はいよいよ長期化しその解決の糸口さえも見出しえない実情であります。

なお最近においては、高等弁務官の專制支配が露骨化し琉球銀行をはじめ各金融機関への介入、アメリカ銀行の進出、開発公社の株式取得等、経済的植民地化の傾向が強くなり、主権平等の原則と島民の自治権さえもおびやかされている現況で、国連憲章にも違反するものであります。

私どもは、沖縄90万同胞が敗戦による被圧迫民族として戦後19年の長きにわたつて苦難に満ちた生活の中に呻吟していることに対し、限りない同情と憤りを覚えるものであります。

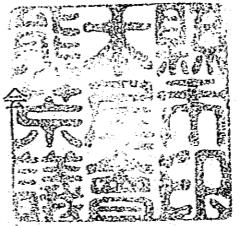
政府ならびに衆参両院におかれでは90万同胞の心情を御賢察の上、沖縄全島に対して日本の主権を速やかに、かつ完全に回復するため特別の措置を至急講ぜられるよう市議

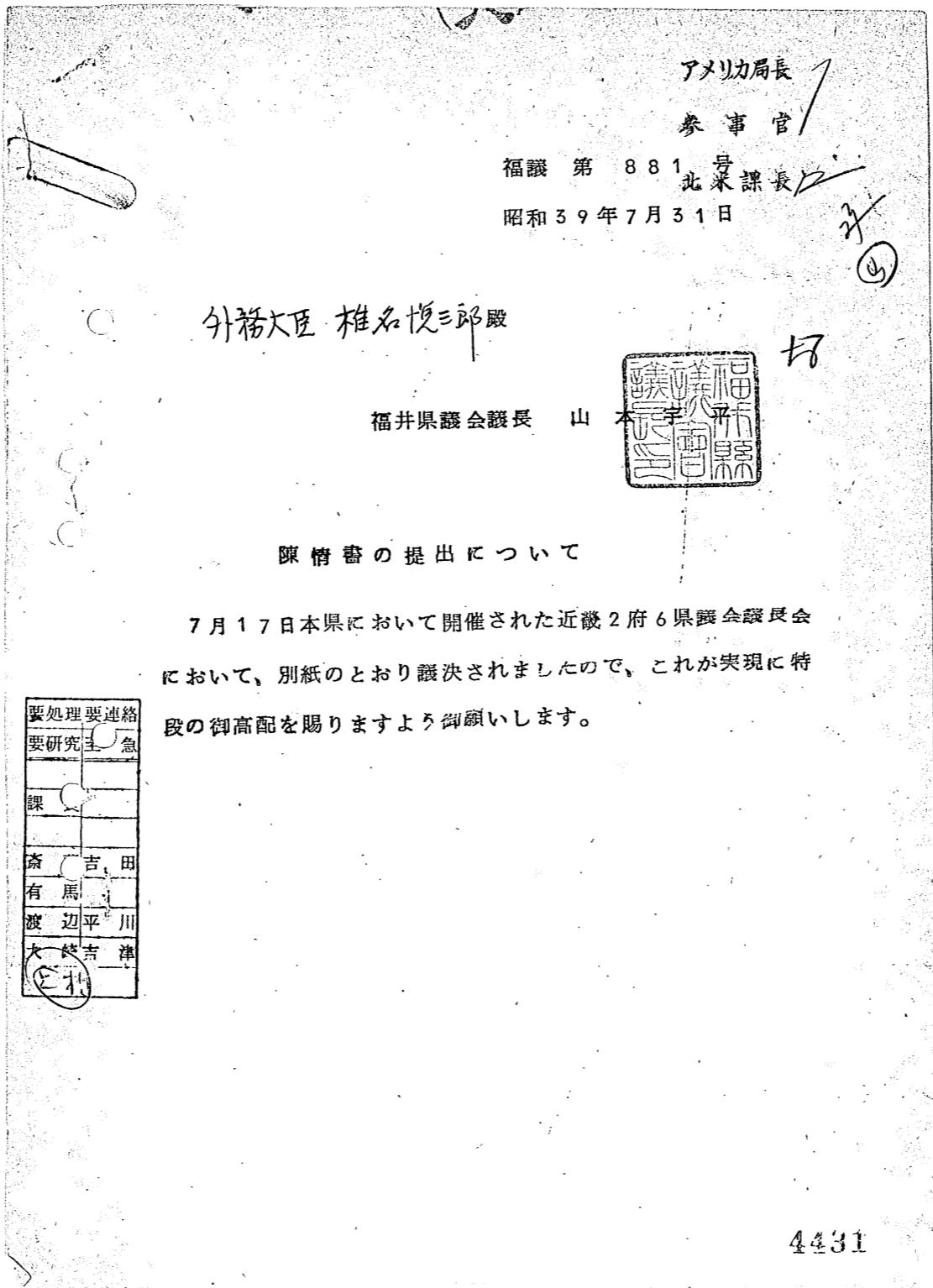
会の決議をもつて強く要請するものであります。

以上決議する。

昭和29年7月16日

荒尾市議





沖縄の早期復帰方について

90万余の沖縄同胞は戦後18年間たえず祖国復帰を願い、沖縄立法院は幾回となく復帰要求の決議を繰り返している。

アメリカ合衆国の沖縄統治の不当性は国際的にも指摘されているところであり、更にこれは領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し、国連憲章の信託統治の条件にも該当せず、国連憲章に相反するものがある。

今や国民世論も強く沖縄の祖国復帰を熱望しておる実情にかんがみ、政府は強固な態度で沖縄の返還について対米交渉をなし、沖縄の祖国復帰の実現に最大の努力を傾倒せられたい。

上記近畿2府6県議会議長会の議決により陳情する。

昭和39年7月17日

外務大臣 推名 慶三郎殿

近畿2府6県議会議長会

京都府議会議長 佐川一雄

大阪府議会議長 中井信夫

兵庫県議会議長 石井武夫

奈良県議会議長 吉川一雄

和歌山県議会議長 町田義友

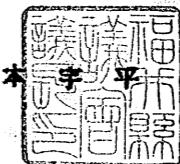
滋賀県議会議長 岸本久一郎

三重県議会議長 西口喜太郎

福井県議会議長 山本宇平

代表

福井県議会議長 山本宇平



議 第 455 号

昭和 39 年 8 月 4 日

○ 外務大臣
椎名 恒三郎

大牟田市議会議長 塙



決議の送付について

8月2日開会の当市議会において、沖縄の日本復帰に關し別紙
のとおり決議されましたので、決議の写を送付いたしますとともに
に遇旨実現方について格段の御配慮方をお願い申し上げます。

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄県は、第2次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、沖縄県民の自主性と多大の基本的人権を侵している。かかる権力を沖縄県民に転嫁することは、われわれの到底許し得ないところである。

1962年3月19日に打出されたケネディ前大統領の沖縄新政策は、沖縄が日本の一部であることを確認し、米国が将来日本に施政権を返還する日に備えて、高等弁務官が直接必要としない権限を除々に琉球政府の手に返還することが望ましいと従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明らかにしている。

池田首相は、このほど沖縄の新高等弁務官として赴任の途にあるワキシヤン中将との会見で沖縄問題に対する日本政府の主張を繰り返し述べているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は見通しきれない情勢である。

沖縄県民は、戦後19年の間、ひたすらに本土への復帰を願いわれわれ国民も、また、沖縄に対する日本の主権が1日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府並びに沖縄米国民党政府におかれでは、沖縄統治の

実情と、沖縄県民の自治権確立の切実なる要求と全国民が抱く熱烈なる祖国復帰の感情を御察の上、速やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

右決議する。

昭和39年8月2日

大牟田市議会

アメリカ局長
参事官
北巻課長

ハツ A T 2 /

昭和39年8月4日

26

外務大臣 棚橋茂三郎 殿

宮崎県西都市議会
議長 井上武雄 議員
田中金吉

沖縄の日本復帰に関する決議案の送付について

標記の件につきましては、本市議会満場一致の議決により

別紙のとおり決議いたしましたから送付いたしますのでよろ

しくお取り計らいお願ひいたします。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	
斎藤吉田	
有馬	
渡辺平川	
大崎吉津	

433

沖繩の日本復帰に関する決議

沖繩は第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖繩の統治は複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖繩住民に転嫁することはわれわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は從来置かれていた沖繩の立場から前進し、これが帰属を明かにしているがかかる配慮も軍事基地としての沖繩の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖繩住民は戦後十九年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた沖繩に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて政府におかれでは沖繩統治の実情と沖繩並びに本土の全国民が深く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖繩における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右決議する。

昭和三十九年七月十一日

西都市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長
大議発第 41号

昭和 39 年 8 月 6 日

外務大臣椎名悦三郎殿

大田原市議会議長 森



沖縄の日本復帰要請決議について

沖縄 90 万住民が自治権拡大と日本復帰を熱望し居る実情に対して私達は同胞の悲願として真に同情にたえないところでありまして、大田原市議会は別紙のとおり決議を行いましたので、一日も速にこれが達成のできますよう関係各機関が一層の御努力下さることを要請いたし、ここに決議文を送付します。

要処理	連絡
要研	至急
課長	
斎藤吉田	
有馬	
渡辺平川	
大崎吉津	
上付	

沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄の 90 万同胞が祖国日本復帰への悲願をかけてより 19 年その間幾多の難闘に逢着しながらも、ひたすら、その悲願達成に全住民挙つて努力を重ねておるが、いまなお解決の糸口すら見出しえない状態にあることは、まことに遺憾にたえない。

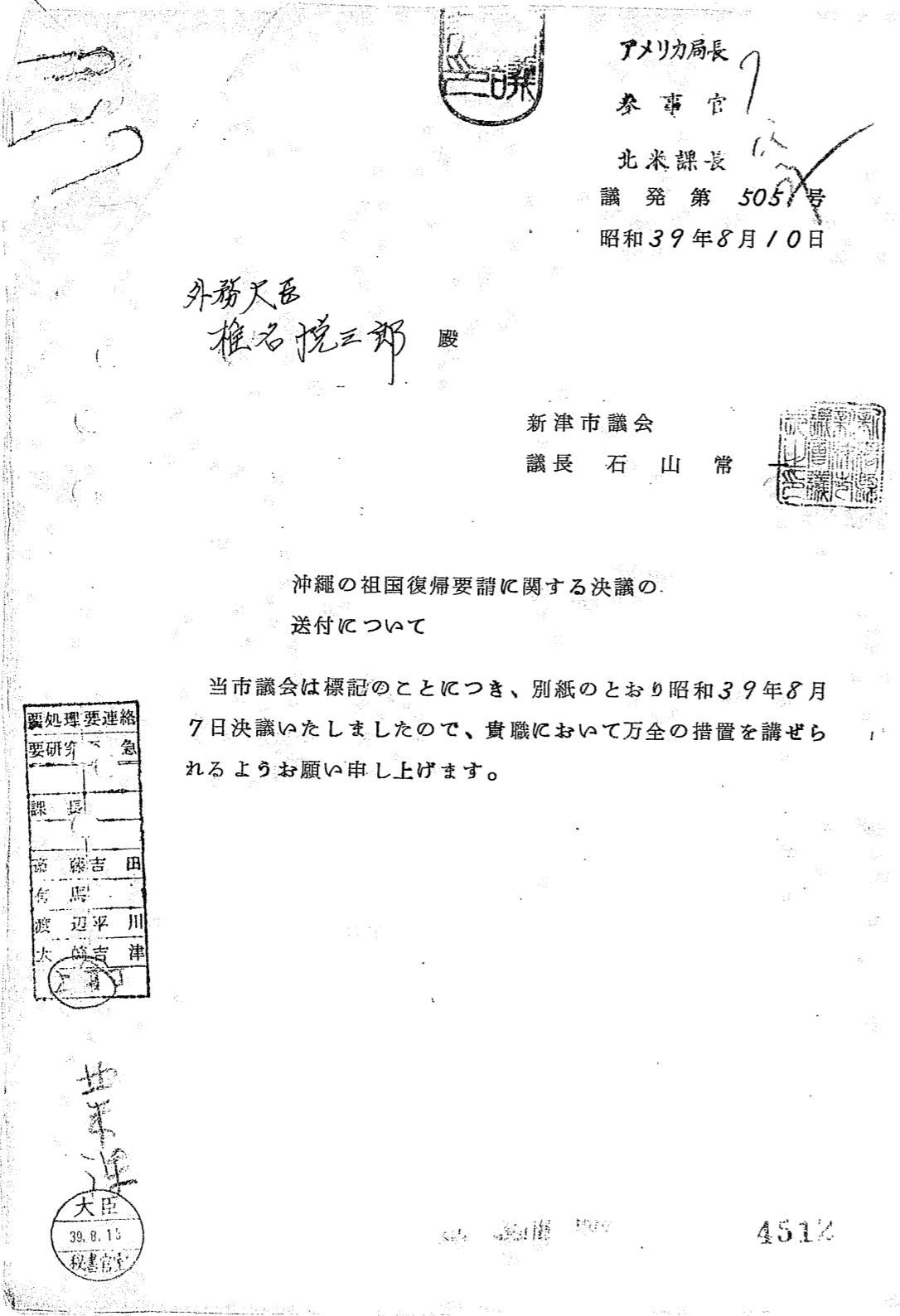
よつて大田原市議会は沖縄 90 万住民が一日も早く祖国日本に復帰できるよう措置を講ぜられることを強く要請する。

以上決議する。

昭和 39 年 7 月 31 日

大田原市議会





沖縄の祖国復帰要請に関する決議

沖縄90万の住民が、祖国日本への復帰に悲願をかけて19年、
 この間幾多の困難に逢着しながらも、全住民挙げてその目的達成に
 努力を重ねているが、今日なおその解決の糸口も見出しえないこと
 はまことに遺憾にたえないところである。

本市議会はいかなる理由があるにせよ力によつて同一民族が分断
 され、他国に支配下におかれることは、國際正義に反し、許される
 べきでないと信じ、日本の主権が速やかに、かつ、完全に回復され
 る措置を講ぜられるよう強く要請する。

以上決議する。

昭和39年8月7日

新津市議会

4512

アメリカ局長

参事官

北米課長

東謫發第 102 号

昭和 39 年 8 月 20 日

七

茨城県東海村議会議長 坂



正

沖縄の日本返還に関する決議文送付について

本村議会は、8月1日の第3回定期例会において、沖縄の日本
返還に関する決議を別紙の如く議決したので、善処されるよう
送付します。

要處理要連絡
要研究至急
課長
()
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津
()

東海村役場

4688

沖縄返還に関する決議

かつて日本の領土であつた沖縄は、敗戦によつてアメリカ
(米国)の行政下に帰属した。

爾来20年沖縄の同胞は、日本復帰を念願してあらゆる因
難と闘いつつその実現に努力しておる。

この切々たるかつての同胞の心情を想う時、吾等日本民衆
として黙過することをゆるされない。

その目的実現のため、あらゆる運動を起し一刻も早く租借
日本復帰実現を期するものである。

上記決議する。

昭和39年8月1日

東海村議会

茨城県那珂郡東海村議會議長 坂 正



アメリカ局長

参事官

北米課長

元

沖縄の本土復帰要求に関する決議

要連絡		要研究	至急
課長			
島吉	田		
有馬			
渡辺平	川津		
大庭吉	津		

(十三号)

沖縄がアメリカに占領されて以来、すでに十九年もたつた。沖縄の県民は二の国本土化した郷土の再建、軍事基地の撤去、祖国復帰をめざして、日夜敢闘しているが、その困苦にみちた様相にわれわれは同じ日本人として深く心痛むのを覚える。

沖縄では現在もそれが日本本土で起つたならば社会的大問題にはる事件、日常茶飯事のように発生し、それがアメリカ軍の一方的措置によって幕引きされてゐる。アメリカ軍人の県民射殺事件、自動車による轢殺事件、戦闘機の墜落による大量死傷事件など、そのいくつかみれば明瞭かほうに、和平をもとめてやまない県民の基本的人権は全く侵されてゐるのである。

また労働者は諸手当が一切ない基本給だけの低賃金、常勤保障や健康保険もない労働条件、それに本土の三・四割高とヒラノ生活必需品の高物価に悩まされてゐる。そればかりか、労働者が地位と生活の向上をめざして立ちあがると、そこには軍政の布令がさばしくのしかがつてくる。一例をあげれば、昨年の春斗時には、全通労組が民主的闘争でとりきめた借金協定と軍政の最高責任者であるキヤウエイ前高等弁務官へ一片の書簡で拒否するヒラノ労組が半減までおこつてゐる。

沖縄が直面してゐる状態こそ、まさに残酷な植民地支配の姿を余すところなく示してゐるといえる。

二のようは情勢のなかで、太田主席の任命制にたへし、与党である自民党のなかにすく反対があたり、ついに万葉に立つてゐる。しかし沖縄内閣は沖縄の自治区確立、本土復帰の問題で、アメリカ政府と交渉するといはれ、いまだに積極的な熱意を示してゐない。

われわれは二三した政の態度に嚴重抗議するとともに、沖縄が軍事基地の区域から解放され沖縄県として一日も早く本土に復帰するよう積極的に要求する。

また沖縄の労働組合に於ける諸権利の侵害に對しては、ともに手をたずさえて立ち向かふとともに、本土復帰の要求を自らのたたかへとしてとりくむことを誓うものである。

二の点ではラオスベトナムにおけるアメリカの侵略が露骨になり、沖縄がその前進基地として積極的役割を果すことは、日本の中立と独立と民主主義をもる上からも重大な意義をもつてゐる。

われわれは沖縄同胞の血の叫びを自らの叫びとし、新しい前進を開始しよう。
右決議する。

一九六四年一月十四日

全日本金属労働組合連合会
第46回定期全国大会

要處理要速給
要研究至急
課長
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津

上猪

4690

アメリカ局長
事官

北米課長

結議発第四五号

昭和三十九年八月十九日

外務大臣

相馬悦三郎

茨城県結城市議会議長 奥沢庄



沖縄の租國復帰につき別紙のとおり決議いたしましたので、本問題の
解決が実現されるよう要望いたします。

沖縄の祖国復帰に關する連盟決議

沖縄は第二次大戦敗戦より、連邦占領七年、次いで一九五三年四月二十八日、対日平和条約やミネに
よつて、祖国から分離され、米国の監視下に置かれるここと、更に十二年の長きに亘り今日に至つてい
るが、沖縄住民の祖国復帰への悲願は誠に切なるものがある。
よつて日本民族の自由と平等の立場から、沖縄九十万同胞の心情を御観察の上、沖縄の祖国
日本への復帰が一日も早く實現されるよう強く要望する。

右決議する。

昭和三十九年八月十九日

茨城県結城市議



アメリカ局長
参事官

北米課長
錦市議第 365 号
昭和 39 年 8 月 27 日

外務大臣
椎石悦三郎 殿

岡山県総社市議会議長
秋山 実

沖縄の日本本土復帰に関する決議書
送付について

のことについて、別紙のとおり、本市議会において決議いたしましたので、格段のご努力を払われますよう強く要望するため、決議書を送付いたします。

要処	要連絡
要研究	至急
課	
斎藤吉田	
有馬	
渡辺平川	
上吉津	



沖縄の日本本土早期復帰に関する決議

日本固有の領土である沖縄が、戦後 19 年を経た今日、なお米国の統治下にありますが、沖縄 90 万人の住民はもちろん、日本国民挙げて、日本本土への復帰の熱望に燃えております。

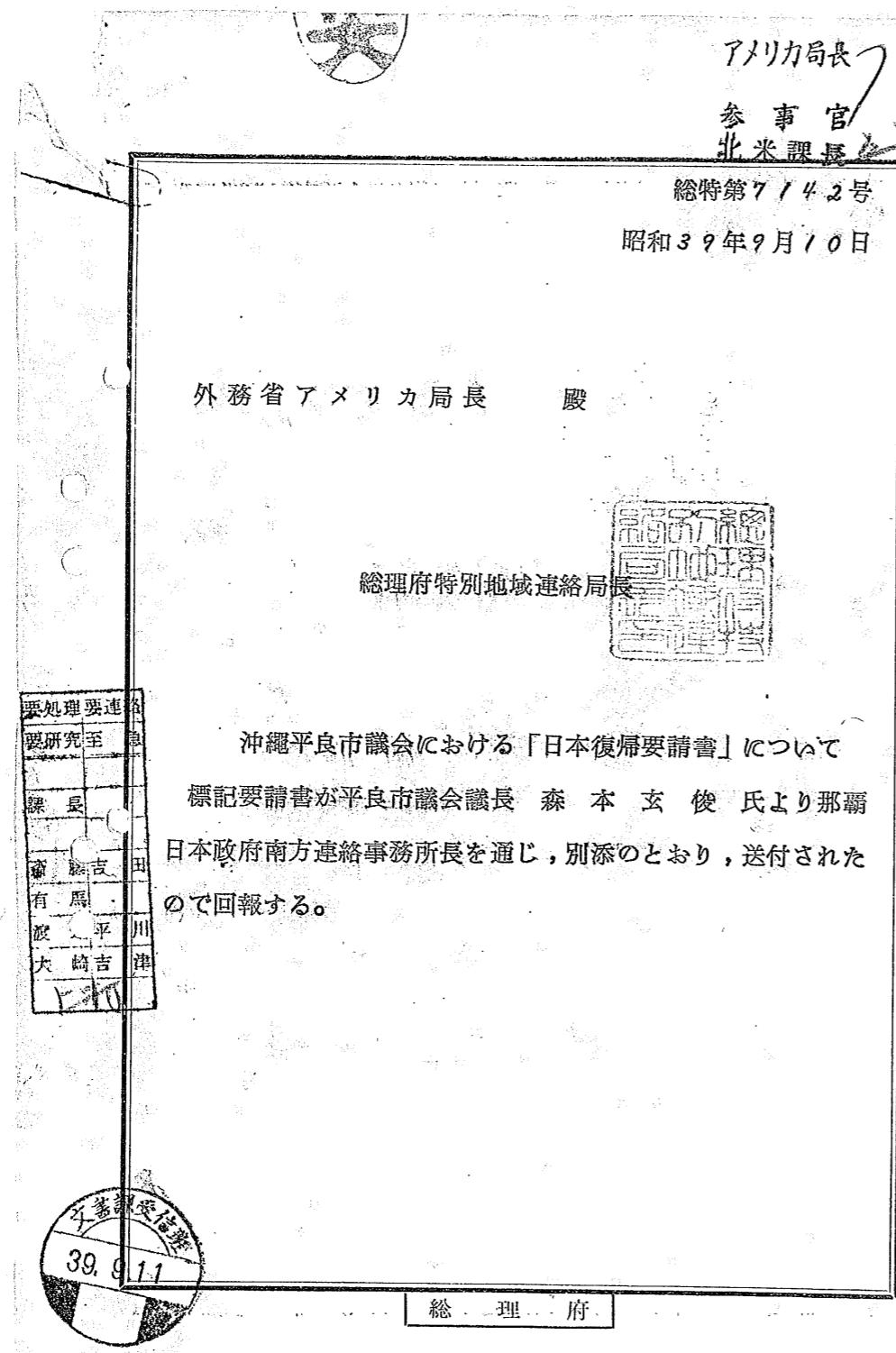
今まで、この問題解決促進のため幾たびか米国との折衝をお願いいたしてまいりましたが、その解決の糸口を見出しえられないことは、まことに遺憾とするとところであります。

政府におかれでは、沖縄住民の悲願と日本国民の要望が、日をおつて熾烈になっておりますことをご賢察いただき、日米両国の理解と信頼に基づいて、沖縄の日本本土への早期復帰実現のため、格段のご努力を払われるよう、強く要望いたします。

昭和 39 年 8 月 19 日

総社市議





衆議院外務委員会
1964年8月26日

外務大臣
椎名悦三郎

平良市議會議長
森本玄俊

日本復帰について
沖縄の住民は幾多の困難に遭遇しながらも、余年を亘りたゞく日本復帰の実現に努力を続けて来たが、今尚その道が開かれていないことは住民の非運けいきでなく日本政府の修羅を阻害するものである。
しかも世界の状勢が主権平等と国際平和の方針へ向けて進歩を続けてる現在において、国連加盟である日本領土の一部沖縄が米国の施政権下にあるということは最早その原因を失るものであり、植民地植民地的立場はもとより国連憲章に反するものである。
また日米会談で提唱された沖縄住民の福祉向上の根本は日本復帰へ帰着するものであつてこの原則を無視しては沖縄問題の解決はあり得ないものである。
よって本市議会は次回定期会の決議によって日本政府が沖縄に対する主権回復の実現について強力に推進して貰う所望す所である。

B5(25行)

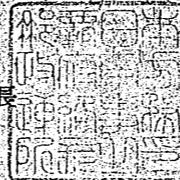
平良市議会事務局

総南連第2028号

昭和39年9月5日

總理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



「日本復帰要請書」(平良市議会)の回送について

平良市議会議長からみだしの要請書を内閣總理大臣、衆議院議長および参議院議長あてに送達されたい旨申し添えて送付があつたので回送する。

内閣總理大臣
内閣總理大臣
内閣總理大臣

總理府

2070

北米課長

富議第二一二号

昭和三十九年九月十一日

静岡県富士宮市議会議長 伊藤利

外務大臣 植名悦三郎 殿



沖縄祖国復帰促進に関する決議書送付について

このことについては、沖縄の那覇市並びに宜野湾市の両市議会からの強い要請もあり、また当富士宮市在住の沖縄出身者はもちろんのこと、全市民がこの一日も早からんことを願っています。

よつて、ここに富士宮市議会は、八万市民の総意をもつて決議した次第です。

なにとぞ、この願意が達成できますよう善処賜わりたくお願ひします。

沖縄祖国復帰促進に関する決議

第二次大戦の敗戦とともに沖縄は米国の占領統治下におかれ、また平和条約締結後も祖国より分離され、米国の支配のもとに沖縄住民の切なる祖国復帰の願いもむなしく十九年の歳月が流れているのであります。

この間、沖縄は、米軍の軍事基地化され、ために住民生活は種々の制約を受け、政治的にも経済的にも米国の関与のもとにおかれ、かつまた米軍の演習等による弊害が後をたたず、住民はたえずその脅威にさらされているのであります。そして、剩え、その損害の要求も十分に行い得ないと聞き及ぶ時、同胞としてまことにしのびがたきものがあるのであります。一日も速やかなる祖国復帰が望まれる次第であります。

よつて、本市議会は、政府に対し、沖縄の祖国復帰が一日も速やかに実現でき得るよう強力なる措置を講ぜられたく強く要請する。

右決議する。

昭和三十九年九月 七日

静岡県富士宮市議会議長 伊藤利

外務大臣 植名悦三郎



要連絡	
要研究	至急
課員	
吉田	
斎藤	
川	
河原	
辻翠	
大津	
吉井	
津	
上村	

アメリカ局長
参考官
北米課長
寒河江市議収發第六五一号

昭和三十九年九月二十一日

寒河江市議会議長

仁

藤

貢

寒河江市議會

沖縄返還に関する意見書の提出について
みだしのことについては、地方自治法第九十九条第二項の規定により、別紙のとおり提出
出します。

外務大臣
椎名洋郎

要處理要連絡
要研究至急
課長
流藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津
(上林)

意見書

沖縄返還に関する意見書について

日本國土の重要な一部である沖縄が、戦後二十年余今尚米國の施政下におかれている。

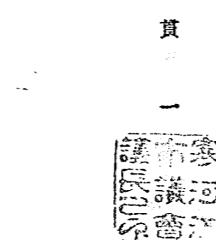
沖縄の祖国復帰は、島民九十万の悲願のみならず、日本とアジアの平和と独立を愛するわれわれ日本国民の民族的課題として、その早期返還を実現すべく政府は全力をあげるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和三十九年九月十二日

寒河江市議会議長 仁 藤 貢

外務大臣 椎名洋郎



沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄の90万同胞が、祖国日本への復帰を指向し、
その悲願をかけてより、19年という長い間、幾多の
困難に逢着しながらも、ひたすらその悲願達成のため、
全住民挙つて努力し続けてきたところであるが、いま
だに解決の糸口すら見出し得ず、他国の支配下におか
れることは、まことに遺憾にたえない。

よつて、足利市議会は沖縄90万住民の祖国日本へ
の復帰が一日も早く実現できるよう、特段の措置を講
ぜられることを強く要請する。

以上決議する。

昭和39年9月21日

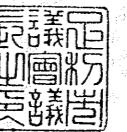
足利市議会

章

アメリカ局長
参考官
北米課長
足市議 第148号
昭和39年9月25日

外務大臣 植名悦三郎 殿

栃木県足利市議会議長 塚原 徳治印



沖縄の祖国復帰に関する決議文送呈について

沖縄の祖国復帰が実現されるよう、本市議会では9月21日の
本会議において、議員全員をもつて、別紙決議文のとおり決議い
たしましたので、特段のご高配をたまわりますようお願い申しあ
げます。

要処理要連絡
要研究至急
課長
塚原吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津
上村

アメリカ局長

参考官

北米課長

小議第436号

昭和三十九年九月二十一日

東京都小金井市議会議長 保立



東京都小金井市役所

椎名模三郎 殿

沖縄の祖国日本への復帰に関する決議について
(送付)

こととについて、昭和三十九年第三回小金井市議会定例会九月二十一日の会議にて
おいて、別紙のとおり決議したので送付します。

沖縄の祖国日本への復帰に関する決議

沖縄の九十萬住民は十九年間の長い年月にわたり、幾多の困難にあいながらも、祖国
日本への復帰に努力を重ねてきているが、今日なおその解決の糸口を見出さず同一民族
が祖国から分断されていることは、遺憾にたえない。

よつて政府は一日も早く沖縄の祖国日本への復帰について、策を講ずべきである。

右決議する。

昭和三十九年九月二十一日

東京都小金井市議会

東京都小金井市役所

アメリカ局長

參事官

議長

39 白議第109号

昭和39年9月28日

外務大臣

椎名悦三郎 殿

福島県白河市議会議長 田村秀太



決議書(写)提出について

1. 沖縄県の祖国復帰に関する要請について

該の件は昭和39年9月25日第5回白河市議会
定例会において別紙(写)の通り決議したので提出します。



白河市議会事務局

決議案 第三号

(寫)

沖縄県の祖国復帰に関する要請について決議

沖縄県は第二次大戦後占領統治下にあること七年・次いで対日平和条約により米国の軍政下におかれることが十二年・実に過去十九年間の長きにわたつて祖国から分離されて今日に至つてゐる。この間同県民はあらゆる分野にわかつて不自由な生活を余儀なくされ生命・財産もおびやかされていいる事例が少くない。ために祖国の主権が速やかに完全に回復するようわが政府及び米国政府に熱烈に要請を重ねてゐるがいまだその曙光をつかめず焦燥と苦惱を続けてゐる現状である。

吾々は同県民の切実な願望に対して深い同情と共感をよせその要請を強く支持し政府が速やかに主権の回復について交渉を促進するよう要請するものである。

右決議する。

昭和三十九年九月二十五日提出

提出議員

賛成議員 双石正資

同 岸村高徳
同 海野龍男
同 真船吉雄
同 藤井勝永
同 盛治

原案可決

昭和三十九年九月廿五日

白河市議會議長田村秀太郎

アメリカ局長
参事官
北米課長
福議第 1100 号
昭和 39 年 9 月 30 日

外務大臣 植田悦三郎 殿

福井県議会議長 山本



決議書の送付について

9月29日開催された定例福井県議会において、別紙「沖縄の祖国復帰に関する決議」および「歯舞諸島および色丹島復帰に関する決議」が満場一致をもつて議決されましたので、これが実現のため積極的措置を講ぜられるよう御願い申し上げます。

要連絡	要研究	至急
課長		
斎藤吉田		
有馬		
渡辺平治		
大崎吉津		
上村		

沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄の祖国復帰は全島民の悲願であり、われわれ日本人一しくその実現される日の速かならんことを希求している。

沖縄は対日講和条約により現在なお米国の施政権下にあるが、潜在主権は日本にあり且つ日本領土の一部であることは明白な事実である。

然るに対日講和条約発効後すでに 12 年を経過した今日、依然として米国の統治権下に支配されていることは誠に不合理であり、国連憲章はもとより世界の世論にも反するものであり、沖縄施政権の日本への返還は国連の植民地解放宣言と世界平和への大道である。

よつて政府においては、沖縄島民の切々たる祖国復帰の声に応えて、一日も早くその実現を図るよう最善の努力を払われるよう強く要望する。

上記のとおり決議する。

昭和 39 年 9 月 29 日

福井県議会

歯舞諸島および色丹島復帰に関する決議

日本国は、平和条約第2条6項により千島列島に対する権利、権限並びに請求権の一切を放棄したが、その帰属に関しては何ら明らかにされていない。また歯舞諸島および色丹島については、千島列島でないにもかかわらずいまだソ連邦の領守するところとなつており、日ソ両国の国交調整は世界平和の確立のためきわめて緊要である。

歯舞、色丹諸島は、歴史的、国際的に微し、伝統的にもわが国の領土であることは厳然たる事実であつて、第2次世界大戦戦後処理の基本方針として、連合国が宣言した領土不拡張の原則からも、これら諸島の返還は國際正義にかない、ひいては世界恒久平和に資するものと確信するものである。

よつて、これら領土の復帰に積極的措置を講ぜられるよう要望する。

上記のとおり決議する。

昭和39年9月29日

福井県議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

呉市議会第 594 号

昭和39年10月2日

外務大臣 椎名 悅三郎 殿

呉市議会議長

平本 龜



沖縄における施政権回復に関する決議文の
送付について

みだしことにについて、9月24日の本議会において全会一致をもつて別紙のとおり、決議いたしました。つきましては、この要望が早急に実現いたしますようお願いいたします。

内閣	要研究至急



呉市議会

沖縄における施政権回復に関する決議

沖縄における施政権の日本政府への復帰は、沖縄90万同胞はもとより、わが国民あげての悲願であるにもかかわらず、いまなお、その実現をみていないことは、はなはだ遺憾である。

われわれは、この日本国民の総意を反映して国会においても、過去数回にわたり沖縄施政権回復の決議が行なわれ、また政府においても、その実現に努力を続けられていることについて感謝の意を表するものである。

ここにおいて本市議会は、沖縄の施政権回復が可及的すみやかに実現するよう政府において今一そりの努力を払われるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和39年9月24日

県市議会

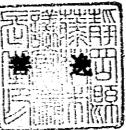
県市議会

外務大臣
椎名悦三郎

藤議第346号
昭和39年10月2日

静岡県藤枝市

議会議長 八木



沖縄の祖国日本への復帰に関する決議書

送付について

このことについて、昭和39年9月29日開催の藤枝市議会9月定例会において議決されたので、別紙決議書を送付いたしますからよろしくお取り計らい願いたい。

緊急連絡要研究室
課長
齋藤吉田
有馬
波辺平川
大崎吉津
上村

沖縄の祖国日本への復帰に関する決議

沖縄を含む日本国民の要求である「沖縄の祖国日本への復帰」が、今なお、その実現をみないことは、はなはだ遺憾である。

当藤枝市議会は藤枝市民はもとより全国民の願いにこたえて沖縄に対する日本の主権が、すみやかにかつ完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要請する。

以上のとおり決議する。

昭和三十九年九月二十九日

静岡県藤枝市議会

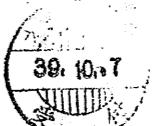
アメリカ局長
参事官
北米課長

水議第四五七号
昭和三十九年十月一日

外務大臣
椎名悦三郎 謹

水俣市議会議長 尾田

緊急連絡要件
研究至急
課長
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津
上村



沖縄の日本復帰についての要望
水俣市議会は、昭和三十九年九月二十八日第三回定例会において別紙の決議を全会一致可決したので、その実現につき格段の御高配を賜わりますようお願ひいたします。

水俣市役所

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、東西両陣営対立の複雑な国際情勢のもとでやむを得ずとられている措置にせよかかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれのとうてい忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は、從来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明らかにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り、本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

しかるに沖縄住民は、戦後十九年の間、ひたすらに本土への復帰を奮闘しております、われわれ国民もまた沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて政府におかれでは、沖縄統治の実情と沖縄並びに本土の全国民が抱く素朴な感情を御賢察の上、すみやかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

右決議する。

昭和三十九年九月二十八日

水俣市議会

アメリカ局長	参事官
北米課長	
鹿市議 651	
昭 59 226	
外務大臣 植名悦三郎	
鹿児島市議会議長 濱 平 勇 吉	
沖縄の日本復帰に関する決議書の送付について	
政務御多端の折柄、まことに恐縮に存じますが、今般、本市議会において、別紙のとおり「沖縄の日本復帰」に関し、即時実現方を要請することに決定し、決議いたしました。	
つきましては、沖縄住民の永年の夙願である祖国復帰に関し、1日も早くこの宿願が達成せられるよう何卒よろしく善処方をお願いいたします。	
諸處理號連絡 要研究至急 課長 斎藤吉田 有馬 渡辺平川 大崎吉津	
39.10.6 取扱室	

かごしま市

大臣

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第2次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な国際情勢のもとでやむを得ずとられている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することはわれわれのとうてい忍び得ないところである。

1962年3月19日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明らかにしていが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

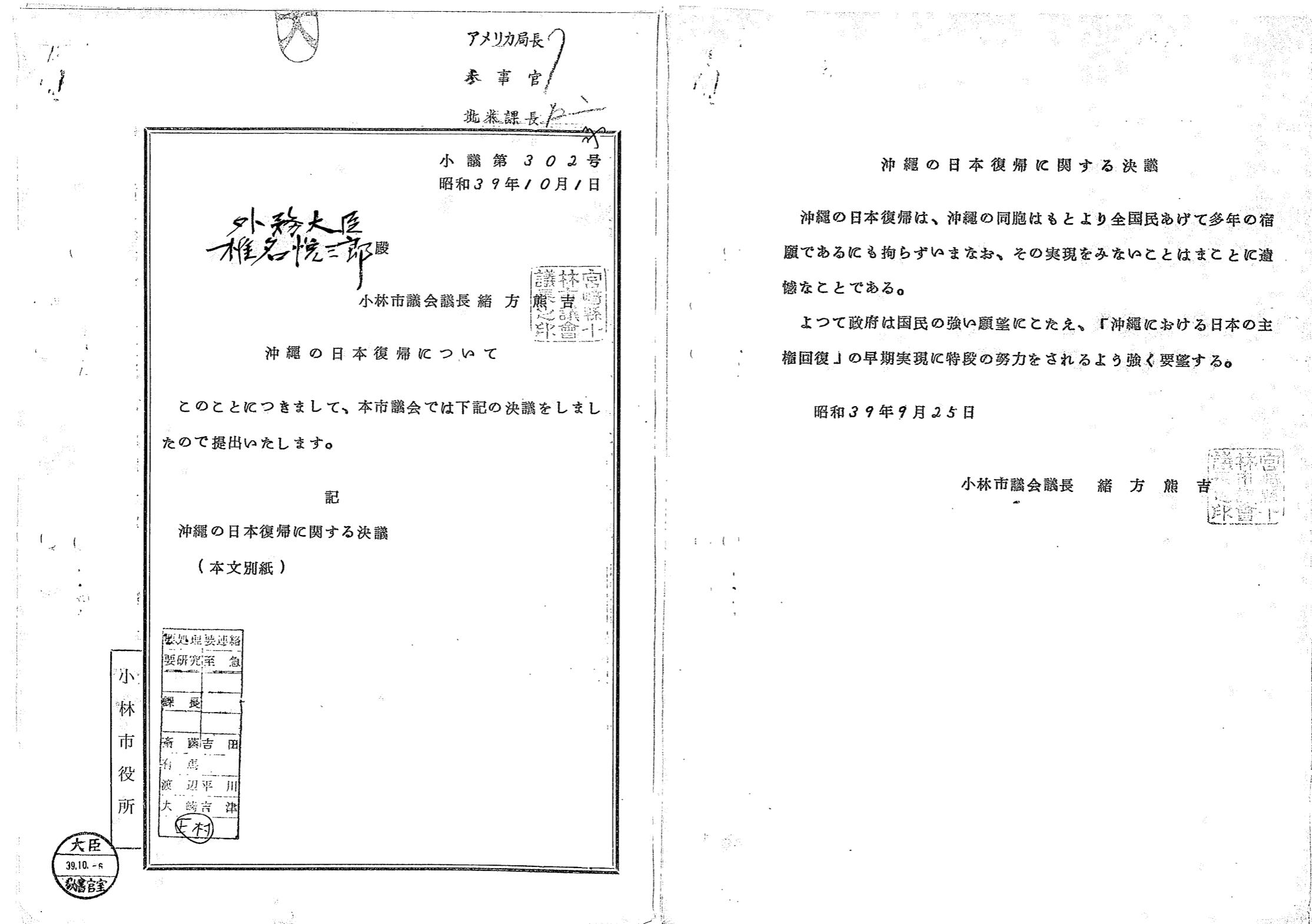
しかるに沖縄住民は、戦後19年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた沖縄に対する日本の主権が1日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

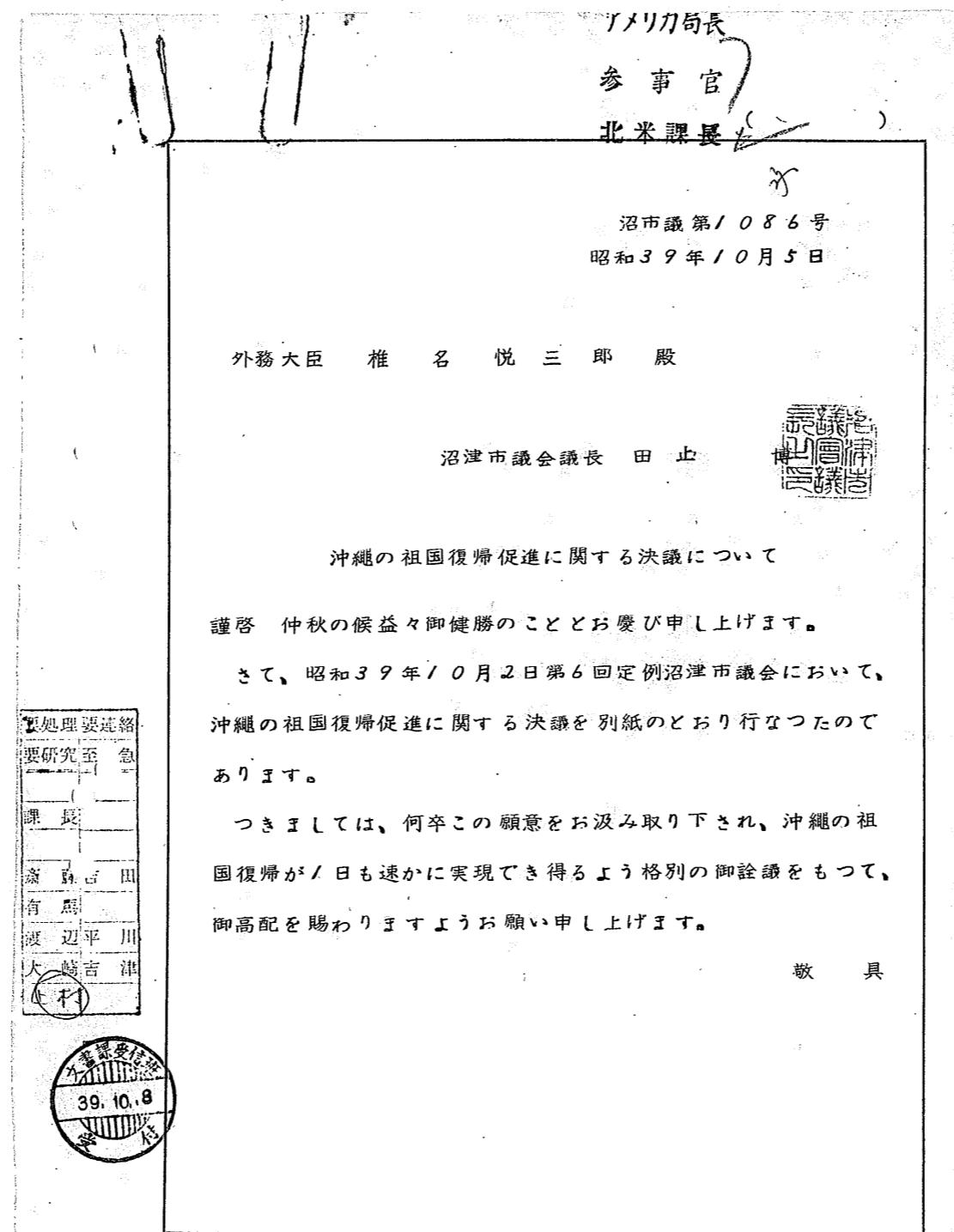
よって、政府におかれでは、沖縄統治の実情と沖縄並びに本土の全国民がいだく素朴な感情を御賢察のうえすみやかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

以上決議する。

昭和39年9月25日

鹿児島市議会





沼津市議会

アメリカ局長
参事官
北米課長

沖縄祖国復帰に関する要請決議

要連絡研究会	吉田
調査委員会	馬淵
吉田	平川
大津	吉端



沖縄は、第二次世界大戦の終結に伴い、祖国から分離され異民族の支配を余儀なくされたが、以来実に十九年の長きにわたり九十万住民はこぞつて祖国日本への復帰を熱望し、幾多の苦惱困難に逢着しながらも、ひたすらその悲願を達成すべく涙ぐましい努力を重ねて來た。

然るに、沖縄の経済的植民地化の傾向は依然として濃厚であり、又自治権は皆無に等しく、未だに問題解決の糸口さえ見出しえない状況であると伝えられていることは、同胞として誠に遺憾に堪えない。いかなる理由があるにせよ、同一民族が分断され他国の支配下におかれることは、國際正義に反し、また基本的人権と自由を保障した「人権に関する世界宣言」にももどるものと言わなければならぬ。

よつて本議会は、住民の意志に反した不当なる支配がなされている沖縄統治の実態に鑑み、政府並びに国会に対し祖国日本の主権が速やかに且つ完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要望する。

右決議する。

昭和三十九年十月一日

栃尾市議



佐議発六一六四号

昭和三十九年十月一日

千葉県佐原市議会議長 吉田久治郎

外務省北米課長

アメリカ局長
参事官
北米課長

決議書の送付について

昭和三十九年九月三十日本市議会の議決を経て沖縄の祖国復帰に関する要請決議書を地方自治法第九条第一項の規定により別紙のとおり送付いたします。

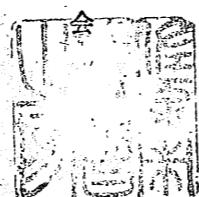
要連絡研究会	吉田
調査委員会	馬淵
吉田	平川
大津	吉端

沖縄の祖国復帰に関する要請決議

沖縄は、第二次大戦の敗戦による軍事占領統治七年、次いで日本国との平和条約第三条によつて祖国から分離され、アメリカ合衆国政府の信託統治下に置かれて今日に至つているが、島内九十万同胞の祖国復帰に関する悲願は、とりもなおさず全日本国民の宿願でもあるので、当市議会においても那覇市議会並びに宜野湾市議会の切望に応え、祖国日本の主権が速かに、かつ完全に回復される措置を講ぜられるよう要請する。

昭和三十九年九月三十日

佐原市議



アメリカ局長

参事官

北米課長

太議發五七八號

昭和三十九年十月六日

太田市議會議長

相川

要處理	要連絡
要研究	至急
課長	上○秒
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
斐邊	平川
大崎	吉津
中川	義謙
樋篠	田



外務大臣
椎名 悅三郎 殿

意見書提出について

このことについて、当太田市議会は九月二十九日別紙のとおり意見書を議決したので、地方自治法第九条第一項の規定により提出します。

意 見 書

沖縄に対する主権回復についての意見書

わが國土たる沖縄は、平和条約によつて國際信託統治制度のもとに置かれています。このため、九〇万の同胞は祖国と分断されて他国の支配に屬し、その軍事目的のために、財政的經濟的に多くの統制と制限にあえぎ、住民の自治権は著しく狹ばめられている状況にあります。ことに基地周辺の住民は、演習による事故等によりその生命財産は日夜危険にさらされる等、沖縄全住民はばかり知れない苦しみにうめいています。

このようなゆるしい事態が、いつ果てるともなく持続される中にあつて、隱忍十九年ひたすら祖国復帰の悲願に徹し、あらゆる努力を重ねつつある沖縄同胞の衷情に思いをはせるとき、われわれは同じ国民として甚だ憂慮に堪えないので、この上これを傍観するに忍びないものがあります。

政府は、これらの実態を的確に把握して、沖縄に対する主権がすみやかに回復するための最善の措置を講ぜられるよう強く要請します。

以上のとおり地方自治法第十九条第2項の規定によつて意見書を提出します。

昭和三十九年十月六日

太田市議会議長 相川

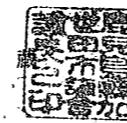


外務大臣 植名悦三郎 殿



アメリカ局長
参事官

北米課長
39加議第253号
昭和三九年一〇月六日



加世田市議会議長 松岡 健

意見書の提出について

昭和三九年一〇月二日第5回加世田市定例議会において別紙「沖縄の日本復帰について」全会一致をもつて決議しましたので、地方自治法第99条第2項の規定に基づき提出いたします。

要處理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河内
斎藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第二次大戦後ノタ年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが
本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な國際情勢のもとで、とられている措置にせ
よ、かゝる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないとこ
ろである。

1945年3月／4月におけるケネディ前大統領の声明は従来置かれていた沖
縄の立場から前進し、これが帰属を明らかにしているが、かゝる配慮も軍事基
地としての沖縄の使命が解除されない限り、本土復帰の実現は予断を許さない
ものがある。

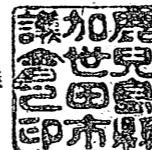
然るに沖縄住民は、戦後ノタ年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており
われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権がノ日も早く回復されるよう待
望して久しいものがある。

よつて、政府におかれても、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全国民が懷
く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖縄における日本の主権回復について特段
の措置を講ぜられるよう要望する。

上記決議する。

昭和39年10月2日

加世田市議



アメリカ局長

参事官

北米課長

新議第163号

昭和39年10月7日

外務大臣
椎名 悅三郎

新居浜市議会議長 青野 壱



沖縄の日本復帰促進に関する意見書
の提出について

のことについて、当市議会は別紙のとおり議
決いたしましたので、別紙意見書の趣旨にそい、
何とぞこれが早期実現について格段の御配慮を賜
わるようお願い申し上げます。

要處理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中川	藤田
他	

新居浜市

39.4 100×50 東田納

沖縄の日本復帰促進に関する意見書

沖縄99万住民が、祖国日本に復帰の悲願を
かけてより19年の久しきにわたる今日、いま
なお解決の曙光も見出しえないことはきわめて
遺憾にたえないところであつて、歴史的、民族
的観点よりしてもきわめて不合理であるといわ
ねばならない。

政府においては、沖縄住民の長年にわたる日
本復帰の願望と日本国民の世論を察知して、こ
の宿願達成のため適切なる方途を講じて、実現
のため積極的な努力を傾注するよう要望するも
のである。

ここに地方自治法第99条第2項の規定によ
り、意見書を提出する。

昭和39年9月30日

新居浜市議会

アメリカ局長
参事官

北米課長

昭和三十九年一〇月五日

外務大臣
植名徳三郎

殿

小山市議会議長 阿久津 治



沖縄の祖国復帰に関する陳情

小山市議会は沖縄同胞の祖国復帰が一日も早く実現することを願い、昭和三十九年第五回市議会定例会において全会一致下記のとおり決議いたしました。沖縄同胞に想をいたし、これが実現方陳情いたします。

記

沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄同胞は祖国日本復帰の悲願をかけてより幾多の難闘に遂着するも全住民一丸となつて悲願の達成に努力を重ねているが、未だ何等の曙光もつかめず焦燥と苦慮を続けています。

いたましい戦禍の犠牲を蒙り、平和回復後も19年の長きにわたり祖国復帰を念願する沖縄90万同胞の運命は、わが民族の傷跡として深い悲しみなしにはこれを見ることはできない。

よつて小山市議会は沖縄同胞の祖国復帰が一日も早く実

現するためにその努力をいたさんとするものである。

以上決議する。

昭和三十九年九月十一日

小山市議会

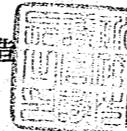
要処理	要連絡
要研究	至急
枝	長
村	士
内	井
齊	藤
有	吉
馬	田
渡	山
辺	田
大	平
崎	川
中	吉
田	津
後	藤



アメリカ局長
参事官
北米課長 釧議 第 575 号
昭和 39 年 10 月 7 日

外務大臣椎名悦郎殿

釧路市議会議長 山本 幸造



沖縄の祖国復帰に関する要望決議書送付について

沖縄の祖国復帰に関し、昭和 39 年第 6 回釧路市議会 9 月定例会における 10 月 3 日の本会議において別紙のとおり決議いたしましたので、これが実現方につき特段の措置を講ぜられますよう要請いたします。

要處理	要連絡
要研究	至急
課長	○
枝村河内	
斎藤吉田	
有馬山田	
渡辺平井	
大崎吉洋	
中田森出	
後藤	

沖縄の祖国復帰に関する要望決議

沖縄は古来日本固有の領土であるにもかかわらず、終戦後いまだにその主権が確立されていない現状にある。この間 90 万住民が挙つて祖国日本への復帰を切望し、幾多の困難をこえて運動を続けながら、今日なおその悲願が達成されず、住民の政治、経済、教育、社会福祉等生活のあらゆる面にわたつて圧迫と統制にしん吟している。このことは、国連憲章、人権の世界宣言に背反するのみならず、国際正義上からも許さるべきことではないと信ずる。

よつて政府は、沖縄の祖国復帰が一日も早く実現し、沖縄に対する日本の主権が完全に回復する措置を講ぜられるよう、本市議会の決議により強く要望する。

昭和 39 年 10 月 3 日

釧路市議会議長 山本 幸造



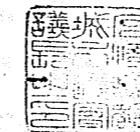
アメリカ局長
参事官
北米課長

都市課第332号

昭和39年10月8日

外務大臣

都城市議会議長
西川賀



七

沖縄の日本復帰に関する決議について

(要請)

宮崎県都城市議会は昭和39年第4回定例会におきまして別紙のとおり決議しましたので、よろしく御配慮方をお願い申しあげます。

要處理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な国際情勢のもとでやむを得ずとられている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに、沖縄住民は、戦後十九年の間ひたすらに本土への復帰を宿題としており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれでは、沖縄統治の実情と、沖縄ならびに本土の全国民がいだく素朴な感情を御賛察の上、すみやかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右 決 議 す る •

都 城 市 会 議 會

昭和三十九年九月三十日

外務大臣殿

沖縄の日本復帰に関する決議書

久議会第四三〇号

昭和三十九年十月七日

佐久留米市議會議長 石橋幸

外務大臣 植名悦三郎 殿



沖縄の祖国日本復帰について、南洋、諸島
の標記について、昭和三十九年十月五日開会の定例市議會において
別紙のとおり議決したので、沖縄の祖国日本復帰が早急に実現
するよう御尽力方お願いいたします。また、諸事項を付してお

沖縄の祖国日本への復帰を要請する決議

沖縄の祖国日本への復帰については、沖縄住民はもとより全日本国民の多年の悲願であり、各方面において再三強力に要請し続けて來ているにもかかわらず、未だその実現を見ないことは誠に遺憾とするところである。

沖縄は、日本の領土でありながら第二次世界大戦の結果、軍事占領統治下にあること七年、ついで対日平和条約第三条により祖国日本より分離されて、アメリカの軍事的支配のもとに十二年の永きに亘り、他国の支配を余儀なくされ、近時經濟的にも植民地化の傾向は濃厚となり、渡航の制限等においても自治権は皆無の状態となつてゐる。

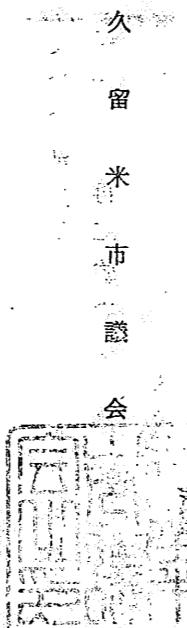
このような統治のあり方は、「その地域住民の利益が至上のものである」という原則に立つて行わなければならぬ」という国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則に違反するものであり「人権に關する世界宣言」にもとるものといひざるを得ない。

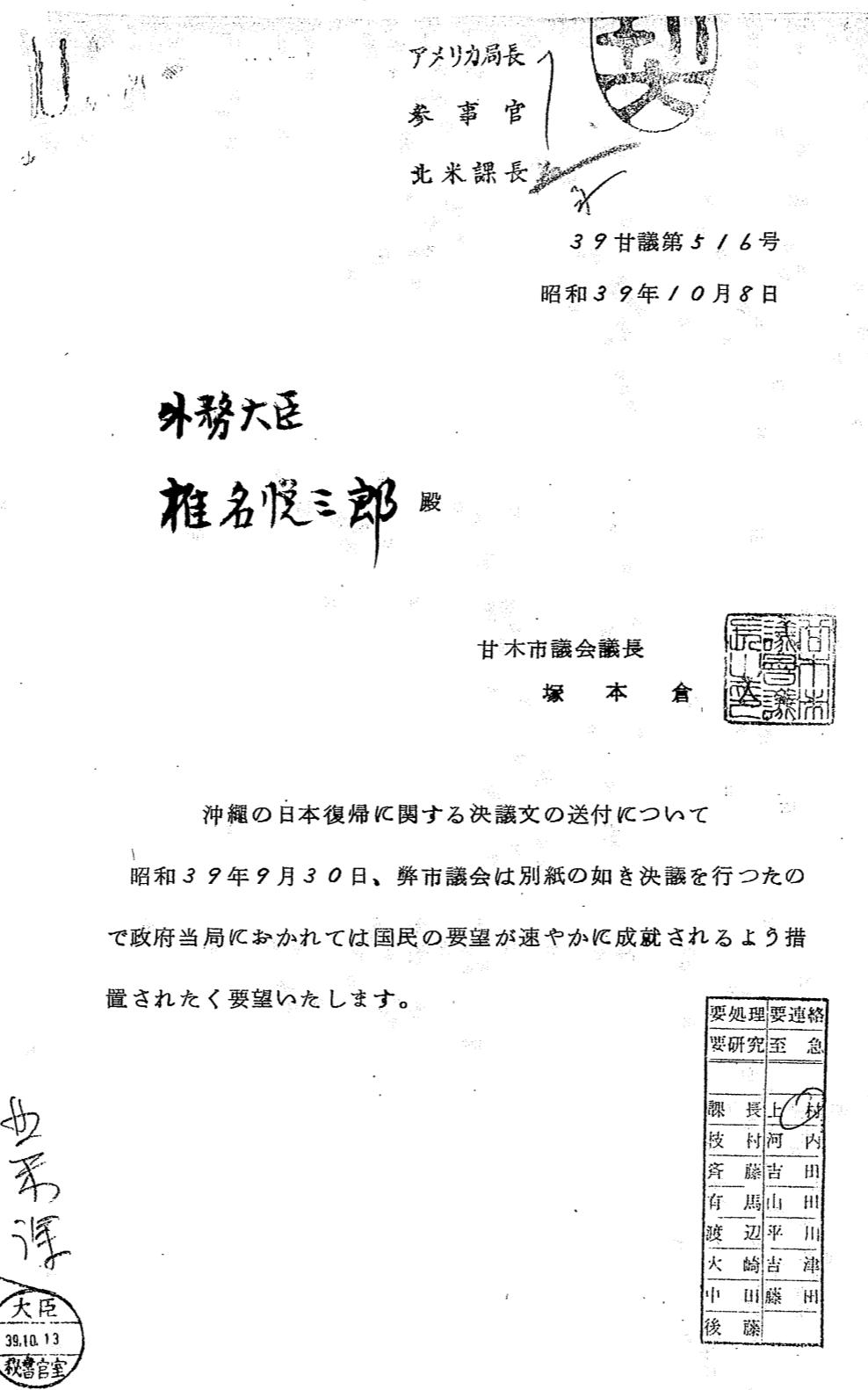
さらに、国連においては「植民地諸國、諸人民に対する独立許容の宣言」が採択されており、且つ又、一方沖縄住民の祖国日本へ復帰する意志が決議されている今日、同一民族が分断され他国の支配下におかれることは、國際正義に反するものとして許さるべきものではないと信ずる。

よつて、我が久留米市議会は、九〇万同胞の住む沖縄が、祖国日本へ完全復帰するための措置が一日も早く講ぜられるよう強く要請する。

右決議する。

昭和三十九年十月五日





沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な国際情勢のもとでたとえやむを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明らかにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖縄住民は、戦後十九年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

さて、政府におかれりは、() 種統治の実情と沖縄並びに本土の全国民が懷く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖縄における日本の主権回復についての措置を講ぜられるよう要望する。

右決議する。

昭和三十九年九月三十日

古木市議会

アメリカ局長
参事官
北米課長

昭和39年10月13日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

焼津市議会議長
青島金太郎



謹啓 益々ご健勝のこと、お喜び申し上げます。
さて、このたび本市議会定例会において「沖
縄の祖国復帰に関する決議」をいたしましたの
で、貴職におかれましてもこれが実現について
ご努力をいただけますよう決議文を同封し、お
願い申し上げます。

敬具

要處理	要連絡
研究	至急
課長	上村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

焼津市議会

決議書

沖縄の祖国復帰に関する決議

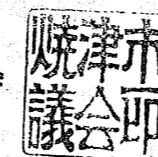
沖縄は第二次世界大戦終結以来、9年の長きに亘り、90万住民が、祖国日本への復帰を希望し、ひたすら悲願達成に努力を重ねてきたが未だその解決の糸口さえ見出しえない状態であることは、国際正義に照し誠に遺憾である。

よつて焼津市議会は、政府において沖縄統治の実態を再認識し、祖国日本の主権がすみやかに且つ、完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要望する。

上記のとおり決議する。

昭和39年9月29日

焼津市議会



アメリカ局長

参事官

北米課長

9月25日

昭和39年10月14日

外務大臣 植田謙吉

山葉新太郎

後藤利

沖縄の祖国日本への復帰に
關する決議について

本議会は、昭和39年9月定期会において、
列記のとおり決議したので送付します。

要處理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝	河内
齊	吉田
有	馬山
渡	辺平川
大	崎吉津
中	田藤田
後	藤

沖縄の祖国日本への復帰に関する決議

沖縄は、第二次大戦以来実に19年の長きにわたつて、
アメリカの軍事的支配下におかれています。

このことは沖縄90万人の同胞の生命と財産をおびやかす
のみならず国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則
にさえ違反し且つ人権や基本的自由を保障する世界宣言に
も、もともとものと言わなければならない。

さらに我々の同胞が理由はさておき他国の支配下におか
れることは、国際正義の上からも許されるものではないと
信ずる。

このときに当り、沖縄県下各自治体が祖国日本への復帰
について強固なる決意を示して居る現状に鑑み、政府にお
かれでは、同胞沖縄に対し祖国日本の主権が速やかに且つ
完全に回復される措置を講ぜられるよう決議するものであ
る。

昭和39年10月8日

山梨県大月市議会

都議発第 99号

昭和39年10月15日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

都留市議会議長 奥秋広光



決議要望書の提出について

本市議会は、那覇市議会、宜野湾市議会の要請にも
とづき、10月5日の本会議において、沖縄の祖国日
本への復帰要請に関する決議したので、別紙の通り決議
要望書を提出いたします。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
技師	内村
斎藤	吉田
了馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	田中

沖縄の祖国日本への復帰要請に関する決議

(要望)

沖縄の90万全住民が挙つて過去19年間にわたつて想像に絶する幾多の困難に逢着しながら、ひたすら祖国日本への復帰の悲願をかけ、そのための努力をつけている切実なる状況は、同胞として真に同情に値するものである。

よつて、都留市議会は沖縄那覇市議会及び宜野湾市議会の要請にもとづき、沖縄の日本復帰が一日も早く実現するよう、政府に於て万難を排し強力に促進をはかられんことを本議会の決議をもつて要望する。

決議文の送付について
当市議会は昭和三十九年九月第五回市議会定例会において、別添のとおりの決議をなしたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

アメリカ局長

参事官

光米課長

串聯第六百三十八号

昭和三十九年十月十五日

外務大臣

椎名 悅三郎 殿

串間市議会議長 河野 義助

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	河内
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平山
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖縄の日本復帰要請決議

沖縄は第二次世界大戦の敗戦に伴い、軍事占領下に七年、ついで平和条約締結後も日本より分離され、アメリカの冷下に十二年、實に十九年の長きにわたつて異邦の支配を余儀なくされています。

その間、島民は、財産はもとより、その生命の安全さえも保證されない苦難の中に呻吟しつつ、常に祖国日本の復帰を熱望して涙ぐましい努力を続けてまいつたのであります。この島民の悲願にもかかわらず、極東に脅威と緊張が存続することを理由に米国の沖縄支配はいよいよ長期化し、全くその解決の糸口さえも見出しえない実情であります。

なお、最近において債、高等弁務官の專制支配が露骨化し、琉球銀行をはじめ各金融機関への介入、アメリカ銀行の進出、開発公社の株式取得等、經濟的植民地化の傾向が深くなり、島民の自治権さえもおびやかされている現況で、国連憲章の原則にも違反するものであります。

私どもは、沖縄九十万同胞が、そしてまた、全国市議会議員の構成員である沖縄各市議会の各位が、敗戦による被圧迫民族として十九年の長きにわたり苦難に満ちた生活の中に呻吟していることに對し、限りない同情と憤りを覚えるものであります。

政府並びに衆参両院におかれては、九十万同胞の心情を御察察の上、沖縄全島に対して、日本の主權をすみやかに、かつ、完全に回復するための特別の措置を至急講ぜられるよう強く要請するものであります。

以上決議する。

昭和三十九年十月五日

串間市議会

要處理	要速報
要研究	至急
課長	上村
技	内
齊	吉
有	田
渡	馬
大	山
中	平
後	川
	辺
	吉
	津
	田
	藤
	田
	藤

アメリカ局長
参事官
米謙長
尾議第二百八十一号
昭和三十九年十月十九日

尾鷲市議會議長 太 西 菊

外務大臣
椎名惟三郎 殿

謹啓 時下秋冷の候益々御清祥の段慶賀の至りに存じます。

さて、沖縄住民の九十万人は祖国日本より分断され、より十九年、祖国への復帰を懇願していることは今更言を俟たないところであります。
もとより外交交渉の過程においては複雑な国際情勢から相当困難な問題もあることゝ思われますが、人道的見地からしても当然早急に解決すべきであると考えられますので、政府は速かに復帰について具体的の方途を講じて頂きたいと思います。
よつてこゝに別紙の通り本市議会の決議した沖縄祖国日本への復帰決議文を送付しますか
らようしく御取計いの程お願い申上げます。

沖縄の祖国日本への復帰に関する決議

沖縄は第二次大戦の敗戦による軍事占領統治七年、次いで対日平和条約才三条によつて祖国から分離され、アメリカの軍事的植民地支配のもとにおかれて十二年、實に十九年の長きにわたつて異民族の支配を余儀なくされている。

國連においては、「植民地諸國、諸人民に対する独立許容の宣言」が採択されている今日いかなる理由があるにせよ、力によつて同一民族が分断され、他国の支配下におかれることは國際正義に反し、許されるべきではないと信ずるが故に日本国民として黙視し得ない行為であると確信する。

よつて、本市議会は同胞沖縄九十万住民の苦衷を思い、日本への復帰が一日も早く実現されるよう速かに措置を講ぜられることを強く要望する。

右決議する。

昭和三十九年九月二十八日

尾
瀬
市
議
会

外務大臣
椎名 悅三郎 殿

アメリカ局長
参事官
北米課長
浜議第141号
昭和39年10月21日

静岡県浜北市議会
議長 高田利

沖縄県民の日本復帰に関する要請決議書
の提出について

地方自治法第99条第2項の規定により、沖縄県民の日本
復帰に関する要請決議書を別紙のとおり提出いたします。

要處理	要連絡
要研究	至急
課長	上
枝村河内	
斎藤吉田	
有馬山田	
渡辺平川	
大崎吉津	
中田藤田	
後藤	

沖縄県民の日本復帰に関する要請決議

沖縄は第2次大戦の結果軍事占領され、爾來平和条約成立後もアメリカの軍事的支配を受けており、本土との往来も意の如くならず90万同胞が他国の支配下におかれていることは、我々日本国民として甚だ遺憾とするところであります。

平和条約において独立国家として主権を認められた日本民族がいまだに分断されて、その一部が他国の支配下にあることは、完全なる自主独立がそこなわれているというべきで、国際正義にももとるものと考えられます。

政府は速かに、沖縄県民が完全に日本國の主権のもとに復帰できるよう措置することを強く要請いたします。

以上決議する。

昭和39年9月9日

アメリカ局長
参事官
北米課長

昭和39年10月28日

外務大臣 植名悦三郎

四国地区町村議会議長会
会長 澤原明

沖縄の日本復帰促進に関する意見書

沖縄全島90万住民の悲痛な呼びである日本復帰が、戦後18年を経た今日、
いままを解決の糸口を見出しえず、米国の施政下にあることは、歴史的、民族的観点からしても、きわめて不合理であり、国連加盟国である日本の主権平等を無視していることは、もちろんのこと、国連憲章の精神に反するものといわなければならぬ。

政府においては、沖縄全住民の日本復帰に関する長年の強い願望と日本国民の世論をくんで、沖縄の施政権復帰について、強力な対米交渉を行なうとともに、国連に提訴する等日本国民の宿願を達成するため積極的な努力を傾注するよう要望する。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	枝
技	河内
村	
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉浦
中田	藤
後藤	

沖縄の祖国復帰に関する意見書

沖縄は、第二次大戦の敗戦による軍事統治について対日平和条約によつて祖國から分離され、アメリカの施政権下におかれること實に十九年の長きにわたつています。

その間アメリカ政府は、ケネディ新政策を発表して財政的援助をしていふことはいいながら、自治権は極度にせばめられ、また祖國への渡航もぎりしく制限されていると仄聞しております。

このような統治のあり方は、国連憲章及び人権に関する世界宣言に反するものといわなければなりません。

よつて政府は、沖縄統治の実態を再認識され、祖國日本の主權が速やかに、かつ完全に回復される措置を講じられるよう、強く要望いたします。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和三十九年十月二十三日

山形市議会議長 山本竹



外務大臣 植名悦三郎

殿

アメリカ局長
参事官
光米課長

沖縄の祖国復帰に関する意見書

要処理	要
要研究	要
課長	上
枝村	酒
齊藤	吉
有馬	日
渡辺	月
大崎	日
中田	木
後藤	藤

アメリカ局長

参考官

北米課長

内閣総理大臣殿

外務大臣

沖縄の祖国復帰に関する決議

要處理	要連絡
研究	至急
課	七村
接	河内
齊	吉田
有	馬山
漫	辺平川
大	崎吉津
中	田藤田
後	藤

カム次世界大戦による日本の敗戦以来は年間、軍事占領、太田

平和条約及び条約による分離により、異民族の支配を余儀なく

されこのまま沖縄の現状があります。沖縄の軍事基地化

による住民の生命財産は軍用機の墜落事故、流氷弾又は砲弾

落下により死傷され、完全の補償がなされず、金属機関車

の介入と農運の抜打監査等自治権は皆無の状態であります。

沖縄の同胞は訴えであります。これはその地域の住民の

利益至上のものでのまじめな原則に基づいて行われなければ

ならない。という国連憲章に規定された非自治地域の統治

の原則に違反し、更にいかなる理由があるかせよ、同一民族

が分割され他国の支配下におかれることは國際信義に反する

ものと信じます。

永い年月にわたる沖縄同胞の苦難を思うとき、我々国民は一

丸となって沖縄同胞の悲願である祖国復帰を達成出来ます

よう努力すればおもと信じ、政府に於てモニタリオングラフを講

せられますが強く要請いたします。

昭和39年10月1日



鹿児島県佐渡郡境町議会議員会議

境町議会事務局

アメリカ長

参事官

北米課長

39議第188号

昭和39年10月28日

外務大臣

椎名悦三郎 殿

大

福岡県瀬高町議会議長

大塙



決議文の送付について

昭和39年9月30日本町定例議会において、
別紙のとおり決議したのでこれを送付し善処方を
要望いたします。

要處理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河下
齊藤	吉山
有馬	山田
渡辺	平江
大崎	吉田
中田	山田
後藤	

沖縄本土復帰促進に関する要請決議

平和条約が締結されて十二年が経過した

当時沖縄住民を含めた全日本国民は、日本固有の領土である沖縄が祖国から分離され、米国の施政に服することに對し、強い反対の意志を表明したが、われわれの訴えはついに顧みられず、沖縄は米国の統治下におかれることになつた

一 かくて条約発行前の軍政いらい沖縄が米国の支配下にあること實に十九年の長期において、その間沖縄住民の祖国復帰の悲願は燃えさかるばかりであり、琉球立法院もすでに過去九回の決議をもつて施政権返還を要請し続けてきたが、未だ実現を見ないことは甚だ遺憾である

二 沖縄の統治は沖縄住民の創意に基づかねばならない。ところが祖国復帰といり沖縄住民を含めた日本国民の創意は無視され、沖縄は平和条約第三条によつて祖国日本から分断され、米国の統治が続けられている、このことは民主主義に反するものであり、更に日本が国連加盟国の一員となつた今日、尙その領土の一部である沖縄に米国の統治が続けられていることは、主権の尊重、民族自決の国連憲章の精神にもとるものである。

よつて本議会は政府が九十萬沖縄住民の総意と日本国民の世論をくみ沖縄に対する主権回復を最高の国策として強力に進進し全国民の悲願達成のために積極的努力をはらうより瀬高町民の総意を代表し、茲に再度要請する。

昭和三十九年九月三十日

瀬高町議



アメリカ局長
参事官
北米課長

要

望

書

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖縄の祖国復帰早期実現について

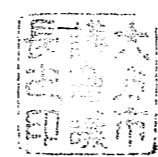
沖縄の祖国復帰問題は日本国民の齊しく翫首、待望して止まないところあります、沖縄住民は、ひたすら苦痛に堪え祖国復帰を一途に夢見て訴えつづけてまいりました。

この素朴にして真剣な住民の心情を察するとき、また同胞垣をもつて隔てられるの悲衷を思うとき、まことに堪え忍び難きものがあります。

復讐多岐に亘る國際状勢下にあつては、これが解決には随分と困難を極めることが存じますが、何卒格別の御配意によつて沖縄の復帰が早期に実現できますよう、別紙市議会の決議書を相添えここに要望申し上げます。

昭和三十九年十一月三日

大分市議会議長・川上 勘



外務大臣
椎名悦三郎 殿

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、オーストリア戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は、從来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖縄住民は、戦後十九年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており

われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれでは、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全国民が懷く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右、決議する。

昭和三十九年十月十六日

外務大臣

沖縄祖国復帰に関する意見書

南支那海事局長
岡崎英輔議員
右側秘書官受領



戦後沖縄は祖國日本から分離され、本土の発展に比して沖縄の生活水準は全般に低く、社会保障の面においても見るべきものもなく、行政についても一應立法院議員選挙はありますが、立法院の決議もしばしば米高等弁務官の拒否にあり、勸告や布令で改廃され、島民の意志は充分政治に反映されず、又本土と沖縄との往来も旅券の下附を受けなければできないという事実をみると、われわれ日本国民は南北朝鮮の現状を対岸の出来事とみすごすわけには参りません。

加うるに島民も戦後十有余年間本土復帰の実現を一日千秋の思いで待ちわびておられます。

われわれ日本国民は一日も早く沖縄の本土復帰を願ひ同一行政下において生活できるようこれが解決を強く要望いたします。

こゝに地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき、区議会の議決を経て意見書を提出いたします。

昭和三十九年十二月三日

東京都渋谷区議会議長 村田 長三

外務大臣 椎名 悅三郎 殿

沖縄の祖国復帰、促進に関する意見書

アメリカ局長
参事官
光米議長

ア

要研究	至急	連絡
課長	科	
技	村	内
育	藤	吉
渡	馬	田
大	辺	山
	崎	山
	吉	日
	中	田
	藤	津
		田
		藤
		後

沖縄の「祖國復帰、促進に關する意見書」

沖縄は対日講和条約により現在なお米國の統治権下にあるが、潛在主権は日本にあり日本領土の一部であることは歴史的に見ても明白な事実である。

然るに対日講和条約発効後すでに12年を経過した今日依然として米國の施政下にあることは我が國国民感情から言つても誠に不自然であり、このことは國際良識にも反するものである。

沖縄の祖國復帰は島民永年に亘る悲願であり我々日本人としてもその復帰の一日も早からんことをひとしく待ち望んでいたところである。

よつて政府及び国会におかれでは沖縄島民の祖國復帰の切なる要望に応え、すみやかにその實現について最大の努力を払われるよう強く要望する。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

昭和三十九年一月十九日

外務大臣 植木悦三郎

福島市長 藤原一
福島県議会議長 佐川幸一
福島県議会議長 佐川幸一
福島県議会議長 佐川幸一

アメリカ局長
事務官
北米議長

七〇

沖縄の祖国復帰に関する要望決議

東京都府中市議会

外務大臣
椎名悦三郎

殿

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	木村
枝	河内
齊	吉田
有	山田
渡	平田
大	吉津
中	田藤
後	田藤

沖縄の祖国復帰に関する要望決議

『祖国日本へ復帰したい。』この切実、深刻な願望は、戦後二十年にしていまなお達し得ぬ沖縄全島民の悲願であり、いまや全国民の悲願でもある。

新聞報道等によれば、来春渡米する首相はジョンソン大統領との会見にあたり、沖縄の自治権拡大を要請することであるが、沖縄全島民はあくまで祖国日本の主権がすみやかに、かつ完全に回復されることを願つてゐるものであつて、これは前述のとおり全日本人の総意である。

よつて政府は国民の意を体し、格段の努力をもつて本問題の早期解決を期せられたく強く要望するものである。

右決議する。

昭和三十九年十二月二十三日

東京都府中市議会



北米課長

録議発行 / 27号

昭和39年 / 2月 25日

外務大臣

椎名 悅三郎 殿

山形県鶴岡市議会議長

安藤 武

沖縄の祖国復帰に関する意見書の提出について

地方自治法第99条第2項の規定により沖縄の祖国復帰に関する意見書を別紙のとおり提出いたします。



沖縄の祖国復帰に関する意見書

沖縄は第二次大戦の敗戦による軍事統治について、対日平和条約によって祖国から分離され、アメリカ施政権下におかれること実に10年の長きにわたっている。

その間アメリカ政府は、財政的援助をしているとはいながら最近高等弁務官の布令等によって自治権は極度にせばめられ、また祖国との渡航はきびしく制限されていると仄聞するものである。

このような統治のあり方は、国連憲章及び人権に関する世界宣言に反するものといわなければならぬ。

よつて政府は沖縄統治の実態を認識し、祖国日本の主権がすみやかに、かつ完全に回復される措置を講ずるよう強く要望する。

以上地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和39年 / 2月 / 5日

鶴岡市議会

議案第 220 号

昭和 39 年 12 月 22 日

外務大臣
椎名 恵三郎 殿

徳島市議会議長 桜田 重



沖縄の祖国への復帰に関する要望書

提出について

昭和 39 年 12 月 21 日開会の本市議会において議決した
「沖縄の祖国への復帰に関する要望書」を別紙のとおり提出
いたしますから、格段のご高配を賜わりますようお願いいた
します。



沖縄の祖国への復帰に関する要望書

沖縄は、第二次大戦の敗戦により祖国日本から分離され、
アメリカの統治下にあり今日にいたっております。

その間 19 年、100 万沖縄住民は、切実なる祈りをこ
めて祖国への復帰を叫びつづけて参っておりますが、未だ
その緒口は見出されていないのであります。

私たちは、同胞沖縄住民が祖国を離れ、外国の統治下に
あるその心情を察するとき、このまま看過するにしのびな
いのであります。のみならず、いかなる理由があるにせよ
同一民族が分断され、他国の統治下におかれることは、
國際正義にも反し、許さるべきことでないと信ずるの
であります。

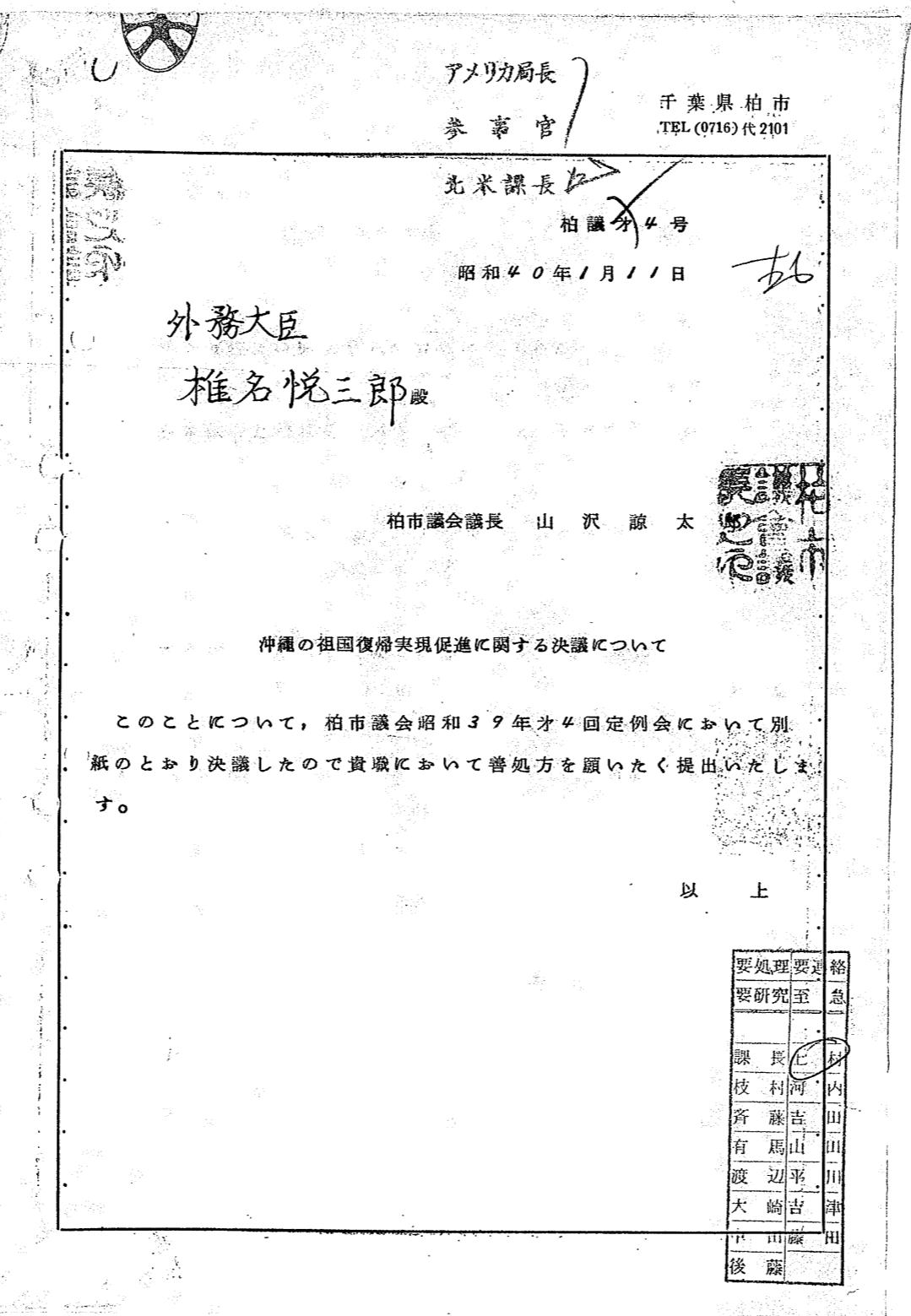
よつて政府におかれては、速かに日本の主権が回復し、
沖縄が日本へ復帰できるよう万全の措置を講ぜられるよう
徳島市議会の決議により要望いたします。

昭和 39 年 12 月 21 日

外務大臣
椎名 恵三郎 殿

徳島市議会議長
桜田 重





沖縄の祖国復帰実現促進に関する決議

終戦後、とうに19年講和条約締結後13年を経過、その間沖縄90万住民の祖国日本への復帰の願いは切なるものがあり、幾多の苦惱と困難とに堪えながらひたすら復帰の日を待望し、琉球政府が日本政府と共にその実現を期して努力を続けつつあることに深い敬意を捧げるものである。最近は当面する個々具体的な問題の現実的な打開えの努力が、琉、日、米三者間に続けられつゝあることは明るい曙光として喜びに堪えないところである。然しながら基本的問題の解決には、尚、途げはしくして遠きを思わせ憂慮と同情の念を禁じ得ない。

本議会は素朴なる同胞愛に立つて沖縄90万同胞の日本復帰への悲願達成の1日も早からんことを衷心より切望する。

よつて政府は決意を新たにし一層強^めなる態度と対策をもつてこれを実現されんことを要請する。

以上決議する。

昭和39年12月19日

柏市議会

アメリカ局長
参考官

千葉県君津郡小糸町役場

小糸議第五号

昭和四十一年一月三十日

外務大臣 植名悦三郎 殿

沖縄の祖国復帰促進に関する決議文送付について
このことについて昭和三十九年十二月二十四日小糸町議会定例会にありて別紙のと
おり決議されまつて送付いたします。

記

ハ 別紙のとおり。

要件	理研究	連絡急
課	上	村内
枝	接	田
齊	河	田
有	藤	田
渡	馬	田
大	辺	田
中	崎	田
後	藤	

沖縄の祖国復帰促進に関する決議

日本戦後十九年祖国から離され、いまだアメリカの統治下にある沖縄住民は、祖国への復帰をめざして懸命の努力を続けて来たところであるが、未だ其の悲願が結実し得ないことは同胞として誠に憂慮にたえぬ。また、その言語習慣風俗を同じくする日本民族が、アメリカ占領政策と極東における諸般の情勢を理由にこのように分断せられてゐることは、單に沖縄住民の不幸の諸々に忍び難いものである。

かくは一日も早く解決して沖縄住民も一体となつて新生日本の誕生を致して、速かなる祖国日本との復帰が実現できるよう万全の措置を講ぜられることをよく要望するものである。

右決議する

昭和三十九年十二月二十四日

千葉県君津郡小糸町議会議長 鳥飼繁光

外務大臣 植名悦三郎 殿

アメリカ局長

40.有明議発第5号
奉事官

北米課長

昭和40年1月28日

外務大臣 植名悦三郎殿

鹿児島県曽於郡有明町議会議長

本山芳明

白金明

印鑑

吉

沖縄の祖国復帰(12)要請について、
沖縄の祖国復帰は、90万余沖縄住民の
多年の悲願であり、本町議会は、このことにつ
いて昭和39年12月24日の定例議会に
おいて、議員提案があり、沖縄の祖国復帰
が一日も早くることを要請することの決議
をしたので、政府は万全の措置を講ぜられ
ることを要請するものである。

要処理	要連絡
研究	至急
課長	内
枝村	内
斎藤	田
有馬	田
渡辺	平
大崎	吉津
中田	蘇田
後藤	

5 10 15 20 25 30 35 38

有明町

沖縄の祖国復帰に関する要望決議

沖縄の祖国復帰は全島民の悲願であり、われわれ日本人はひとしくその実現される日の一
日もすみやかなることを希求しているものである。

沖縄は、平和条約により現在なお米国の施政権下にあるが、潜在主権は日本に帰属し、日本
本領土の一部であることは明らかであるにもかかわらず、同条約発効後すでに十三年を経過
しようとするこんにち、依然として施政権の返還をみるに至つていないことは、まことに不
合理であり、遺憾とするところである。

よつて政府は、繰り返し呼び続ける沖縄島民の切々たる祖国復帰に関する強い願望に応え
て一日も早くその実現を図るよう格段の努力を払われんことを強く要望するものである。
右決議する。

昭和四十年二月二十三日

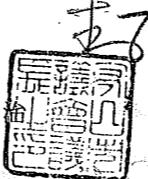
守口市議



北米課長
小

40守議(議)第60号
昭和40年2月24日

守口市議会議長 田島尚



決議書の送付について

本市議会では、2月23日の定例会会議において下記事項につき
満場一致をもつて決議いたしました。

ついては、ここに決議書を送付いたしますとともに本件について
善処されるよう要望いたします。

記

/ 沖縄の祖国復帰に関する要望決議

アメリカ局長
参事官
北米課長

沖縄・小笠原は、終戦後20年を過ぎ
た現在、依然として米国の軍政下に於か
れ、住民の生活と権利が制約されており
ます。

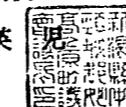
我々は、日本同胞として、すみやかに
日本に返還し、本土間の渡航制限をなく
し、日本国民としての参政権実現を強く
要望するもので、関係機関に於て早急解

決の1日も早からんことを要請する。
上記のとおり決議する。

昭和40年3月6日

新潟県中頸城郡妙高々原町議会

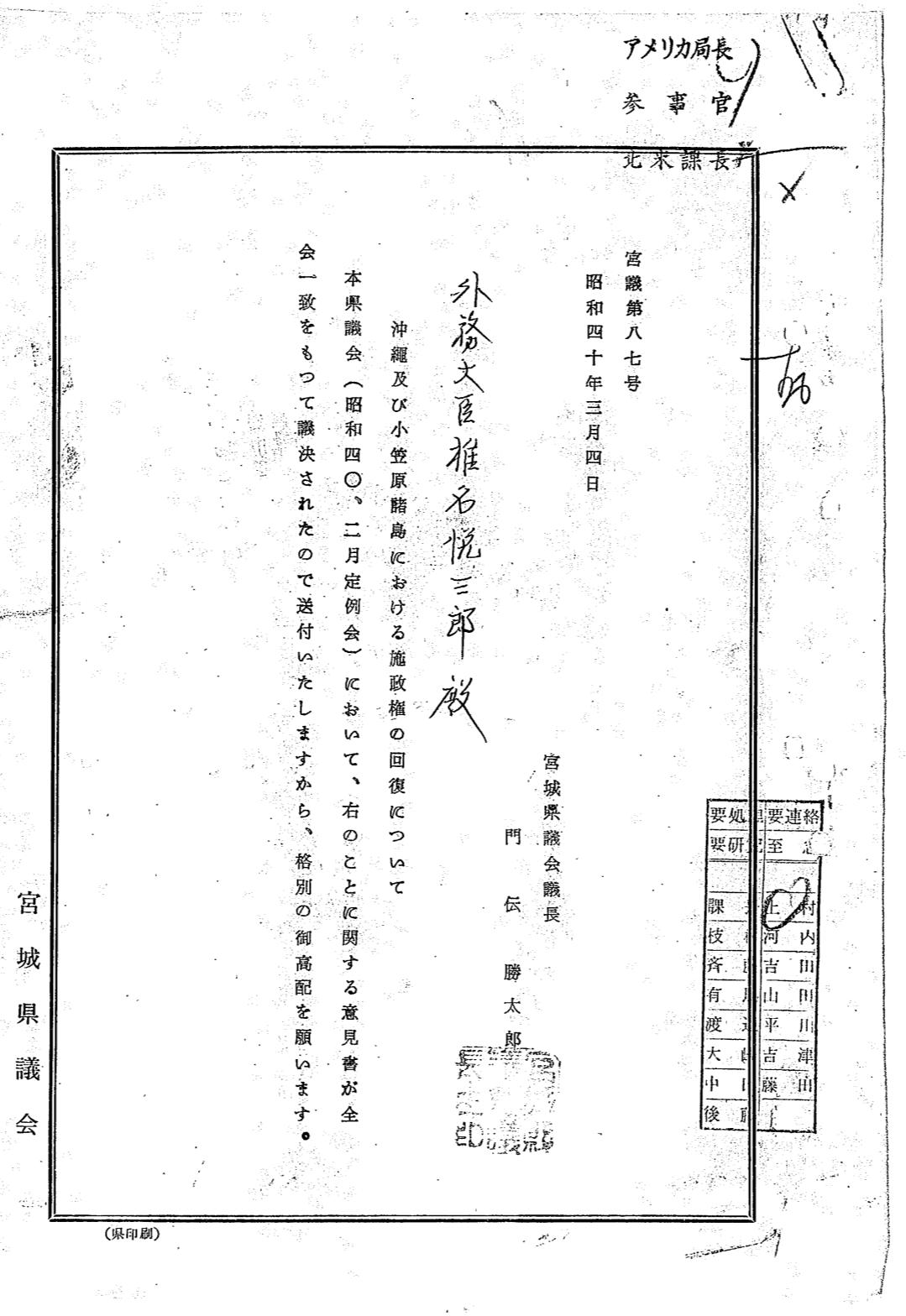
議長 山崎 英



沖縄の祖国復帰に関する要望決議

要人	要連絡
○	至急
栗 捷	内
○	河 内
齊 藤 吉 田	
有 馬 山 田	
渡 辺 平 川	
大 嶽 吉 津	
中 田 藤 田	
後 藤	

外務大臣殿



宮城県議会

議員登場

沖縄及び小笠原諸島における施政権の回復についての意見書

（本文）

要旨

沖縄及び小笠原諸島における施政権回復のための積極的措置を講ぜられるよう要望します。

理由

沖縄及び小笠原諸島の施政権の復帰は、沖縄及び小笠原諸島の同胞はもとより、全国民があげての宿望であり、国会における再三の要望決議にもかかわらず、いままお、その実現をみていないことは、まことに遺憾であります。

よつて政府においては、これら日本復帰に関する強い願望に応え、この際沖縄及び小笠原諸島の施政権回復のため最善の努力を払われる一方、取敢えず、自治権拡大並びに、經濟及び民生の安定について、特段の措置を講ぜられるよう要望します。

右地方自治法第十九条第二項の規定により、意見書を提出します。

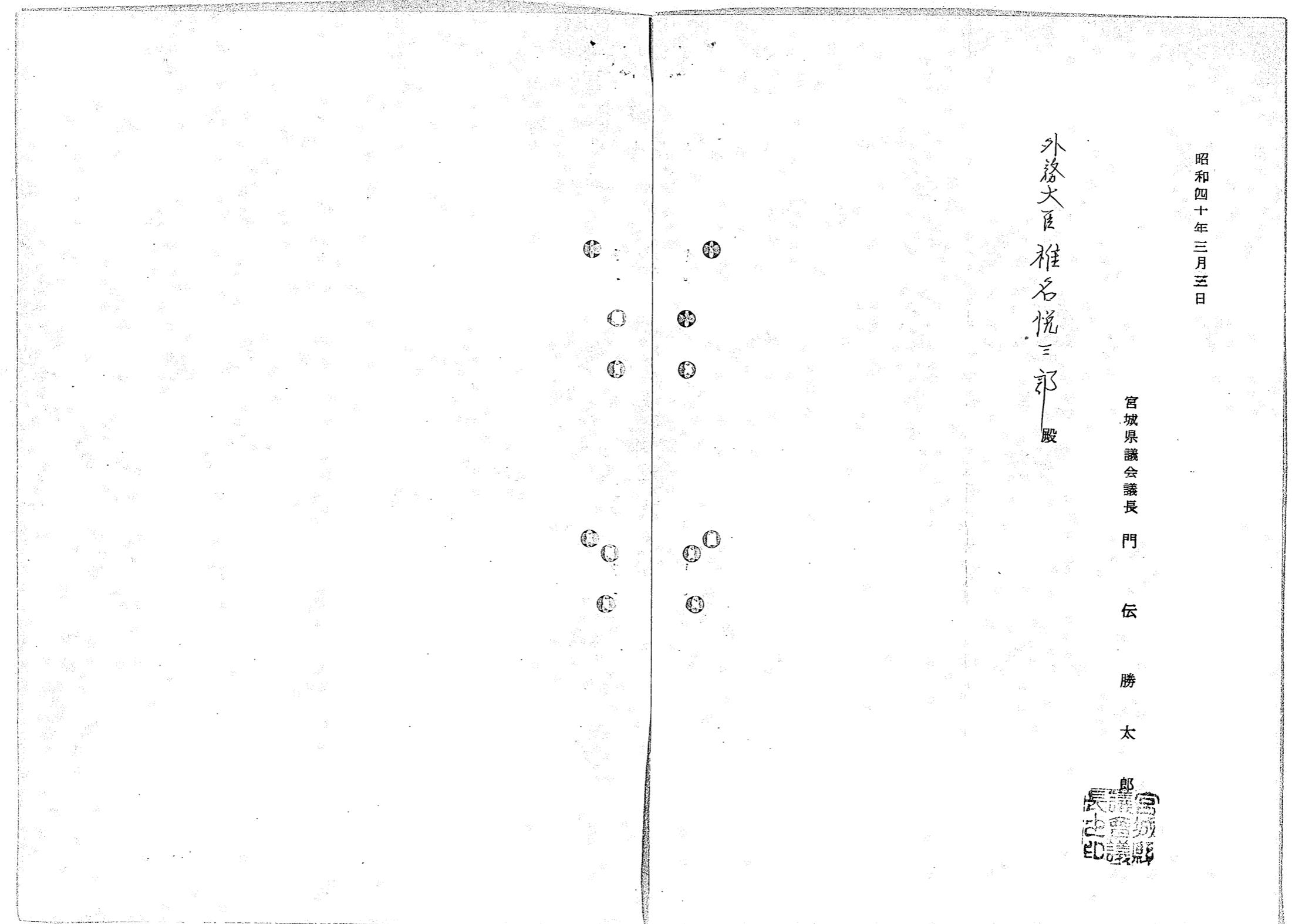
意見書

昭和四十年三月三日

宮城県議會議長 門
云 勝 太



外務大臣椎名悅三郎 殿



アメリカ局長

参事官

北米課長

芝議案 第186号

昭和40年3月9日

外務大臣

岸田 悅三郎 殿

新潟市議会議長

島田 不二男

沖縄の祖国復帰に関する決議について

沖縄の祖国復帰について、本市議会におきまして、
別紙のとおり、決議案を萬場一致議決いたしましたの
で、これが実現賜わりますよう特段の御高配をお願い
申し上げます。

要連絡	要連絡
長	上
枝	村
村	河
内	
齊	藤
藤	吉
有	田
馬	
山	
渡	平
辺	川
大	吉
崎	津
中	藤
田	田
後	藤

沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄は対日平和条約第3条によつて祖国日本から分離され、
軍事占領に引続きアメリカ合衆国に施政権を行使されること実
に19年にも及んでゐる。

その軍政下で沖縄は、耕地の多くが米国の基地で自治権も
なく、又日本人としての法律、財産等の保障もないきびしい不
自由なくらしのなかで、一日も早く祖国復帰をし、同じ日本人
としての権利を有する日と、軍事基地のない平和な郷土になる
ことを希望しながら苦しい日常を送つてゐる。

本市證会は、人道的見地に立ち、同じ日本人としての同胞愛
に立脚し、沖縄の祖国復帰の一日も早やからんことを要請する
ものである。

以上決議する。

昭和40年3月8日

新発田市證会

アリカ局長

参事官

北美課長

X

一八

沖縄施政の早期返還

に関する陳情書

鹿児島県町村議會議長会

要處理	要連絡
至急	
課長上材	
枝村河内	
齊藤吉田	
有馬山田	
渡辺平川	
大崎吉津	
中田藤田	
後藤	

陳 情 書

鹿児島県町村議長会では、去る2月19日
第16回定期総会を開催いたし、当面する諸
問題について協議いたしました結果、別紙の
事項を万場一致をもつて決議いたしました。

この件は、県下83町村議会が挙げて強く
要望いたしている事項でありますので、格別
の御詮議を賜わり一日も早く実現賜わります
ようこゝに陳情申し上げる次第であります。

昭和40年3月9日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

鹿児島県町村議会議長会

会長 宮田 美



沖縄の施政権早期返還に関する要望の件

(要旨)

戰後20年 われわれは沖縄住民とともに、一日も早く沖縄が祖国日本に復帰できるよう切望してきた。とくに隣県として経済文化のつながりの深い関係からその実現を心から希つてきたところである。

しかも、現在なお遅々として進展をみず、その見通しがたたないことは、人道上からみて又民族感情からして、まことに遺憾の極みである。

沖縄90万県民の悲しみは察するにあまりある。

よつて沖縄施政権の早期返還の実現について、更に積極的格段の努力を傾注され、一日も早くこの悲願が達成されるよう要望するものである。

アメリカ局長

参事官

北米課長

中議院議員

昭和40年3月15日

外務大臣 植田寅三郎殿

中原村議会議長 牛島利根
〔長村中
原村議長印〕

沖縄復帰早期実現に関する意見書

送付にて

別紙沖縄復帰早期実現に関する意見書を送付

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上
枝川	内
齊藤	吉
有馬	山
渡辺	平
大崎	吉
中田	義
後藤	吉

中原村議会

祖國復帰の早期実現に関する意見書

沖縄県民の悲願が、祖國復帰を集約されたりとは、うまでもなく日本国民の世論へなつてゐる。ことに事実があなた。しかし、ながらに極めて当然の民族的要求は無視され、今日から米国の統治下に置かれ、住民が祖國同胞と国民生活を共にすることができなくなることは、われわれ沖縄県民にしてこの上ない悲しみがあなた。

日本国民たる沖縄県民が祖國に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。

国連憲章に民族自決の精神をうへ、加盟国間の主権平等を基調として、それが沖縄の米国統治が続くことは、いよいよ米国の國際威信を失わせぬばかりではなく、日本相手の信頼を阻害するものである。このよほれより、今更大時戻トヘ、佐藤シヨンソン会談は、沖縄の祖國復帰を提議したといわれかゝるしかば、元前進いたとは、いん、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日複雑な条件から発生する問題をすべくは、そのほとんどが祖國帰へ帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。この現実を理解して、ハハミ、沖縄の行政権が速々かに返還されるよう要請する。

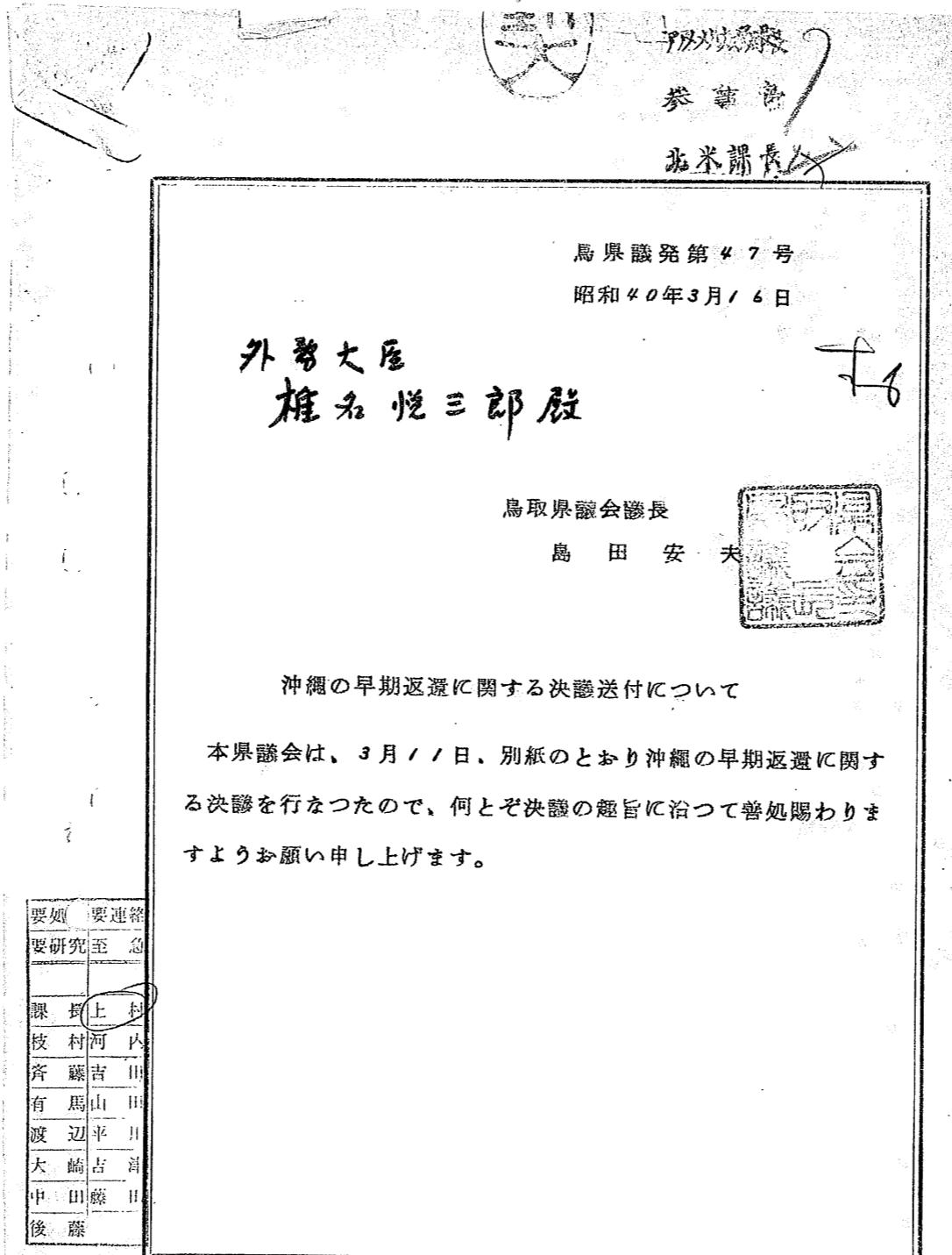
右地方自治法第十九条第二項の規定により賛成書を提出す。

昭和四十一年三月十三日

中原村議會議長牛島利雄



内閣総理大臣 佐藤栄作 欽文
外務大臣 植名謙三郎 欽文



沖縄の早期返還に関する決議

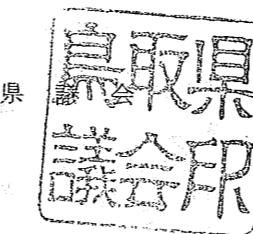
戦後20年を経た今日、歴史的にも日本の領土であり、民族的にも日本国民である、沖縄と沖縄住民が、今なお日本から分離され米国の施政のもとにおかれていることは、民族としての感情はもとより、国交回復の現状よりも、きわめて不合理であり、国際連合憲章の精神に違反するものである。

よつて、政府は、90万沖縄住民の総意と日本国民の世論をくみ早期沖縄返還に関する強力な対米交渉を行なうとともに、国際連合の場においても、これに関する提訴を行ない、全国民の悲願達成のために積極的努力を行なうよう、鳥取県民の総意を代表して要望する。

以上決議する。

昭和 年 月 日

鳥 取 県



外務大臣
椎名 悅三郎 敬

佐賀縣北方田園議會



農業圖書

沖縄の祖国復帰の早期実現に因する意見書

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることは、いゝまでもなく日本国民の世論になつてゐる事も事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれた住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、この上るい悲しみである。日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。国連憲章は民族自決の精神を以て、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の國際威信を失わせるばかりでなく、日本相互の信頼を阻害するものである。

このようないま時勢にたつて、近藤、ジョンソン会談は沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしてこれ前進したことである。いえ県民の悲願が達成されむかつたことは、残念である。今日復讐の条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に歸着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解して、いにしへ沖縄の施政権が速やかに返還さ

れるよう、地方自治法第八九条、二項の規定により意見書を提出する。

昭和四〇年三月一二日

佐賀県北方町議会

議長 石谷貞



外務大臣推名悦三郎殿

<p style="text-align: right;">アメリカ局長 参事官 北米課長</p> <p style="text-align: center;">昭和40年3月16日</p> <p style="text-align: left;">外務大臣 植名悦三郎 殿</p> <p style="text-align: center;">佐原洋平(印) 河内(印)</p> <p style="text-align: center;">議長 岩谷東人(印)</p> <p style="text-align: center;">意見書送付について 下記の件につき意見書を決議いたので別紙送付 致します</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">○ 1 沖縄の祖国復帰の早期実現に關する件</p> <p style="text-align: left;">要處理 要連絡 要研究 至急</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課長</td><td>村</td></tr> <tr><td>枝村</td><td>河内</td></tr> <tr><td>齊藤</td><td>吉田</td></tr> <tr><td>有馬</td><td>山田</td></tr> <tr><td>渡辺</td><td>平川</td></tr> <tr><td>大崎</td><td>吉津</td></tr> <tr><td>中田</td><td>藤田</td></tr> <tr><td>後藤</td><td></td></tr> </table>	課長	村	枝村	河内	齊藤	吉田	有馬	山田	渡辺	平川	大崎	吉津	中田	藤田	後藤		<p style="text-align: right;">北平洋長 No.</p> <p style="text-align: center;">入職第 ** 号 昭和40年3月23日</p> <p style="text-align: left;">外務大臣 植名悦三郎 殿</p> <p style="text-align: center;">富山県下新川郡入善町 入善町議会議長 金沢太一(印)</p> <p style="text-align: center;">「沖縄、小笠原返還要求」に関する決議 該題の件に關し、本町議会は万端一致をもつて別紙のとおり決議いたしましたので、沖縄県民、小笠原住民と日本国民の懇願をノ日も早く実現出来るよう、精誠の努力を致されたくお願ひ致します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>要處理</td><td>要連絡</td></tr> <tr><td>課長</td><td>木</td></tr> <tr><td>枝村</td><td>河内</td></tr> <tr><td>齊藤</td><td>吉田</td></tr> <tr><td>有馬</td><td>山田</td></tr> <tr><td>渡辺</td><td>平川</td></tr> <tr><td>大崎</td><td>吉津</td></tr> <tr><td>中田</td><td>藤田</td></tr> <tr><td>後藤</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">富山県下新川郡入善町役場</p>	要處理	要連絡	課長	木	枝村	河内	齊藤	吉田	有馬	山田	渡辺	平川	大崎	吉津	中田	藤田	後藤	
課長	村																																		
枝村	河内																																		
齊藤	吉田																																		
有馬	山田																																		
渡辺	平川																																		
大崎	吉津																																		
中田	藤田																																		
後藤																																			
要處理	要連絡																																		
課長	木																																		
枝村	河内																																		
齊藤	吉田																																		
有馬	山田																																		
渡辺	平川																																		
大崎	吉津																																		
中田	藤田																																		
後藤																																			

「沖縄、小笠原返還要求」に関する決議

わが國の一部である沖縄、小笠原はアメリカの占領のもとに軍政をしあれ
日本から切りはなされてすでに 20 年になります。アメリカの軍事占領下に
おかれれた沖縄県民は、アメリカ兵の犯罪に対しても彼等を裁く権利さえ与え
られず、県民の人権と政治的自由は大巾に制限されています。

アメリカの軍事占領をたちきり、一日も早く祖国日本に復帰したいという
沖縄県民と小笠原住民の切実な願いは、思想、信条、党派を超えた日本国民
の圧倒的多数の念願でもあります。

入善町議会は、この沖縄県民、小笠原住民と日本国民の悲願を一日も早く
実現出来るよう、日本政府が善処されることを要求いたします。

以上決議します。

昭和 40 年 3 月 19 日

入善町議会

岡議第300号

昭和40年3月19日

外務大臣

椎名悦三郎殿

岡山県議会議長 渡辺数馬



要望書の送付について

要望書

昭和40年2月定例岡山県議会において、別冊

満場一致をもつて可決いたしましたので、早急に善処下さるよ

う要望いたします。

要連絡要處理	
要研究	至急
課長	上川
技科	河内
齊藤	吉田
有馬	山川
渡辺	平川
大崎	古津
中田	藤田
後藤	

要　望　書

沖縄の早急日本復帰について

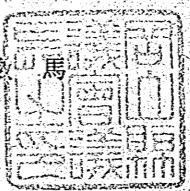
岡山県議会

昭和40年3月18日

外務大臣

椎名悦三郎 殿

岡山県議会議長 渡辺数馬



要 要 書

沖縄が早急に日本本土に復帰できるよう一層の努力を払われたい。

(理由)

沖縄は日本固有の領土でありながら、敗戦以来米国の施政下に置かれているが、沖縄住民は文化的にも人種的にも完全なる日本人でありわれわれと一体不可分の関係にあることは万人の認めるところである。したがつて、その本土復帰の願望は、関係住民のみならず日本国民全体の年来の悲願である。これが今日の時点において非常な苦難の立場にあることは国民として坐視するに忍びないものがある。

よつて、政府におかれては、一日も早く沖縄の本土復帰を実現し、全国民の強い要望にこたえるよう一層の努力を払われたい。

アメリカ局長

参事官

北木課長

名議第111号
昭和40年3月23日

外務大臣
椎名 悅三郎

宮城県名取市議会
議長 佐々木 善



沖縄の祖国日本への復帰に関する
要請について

謹啓 早春の候、貴職ますますご健勝のことおはよろこび申し上げます。

さて、当名取市議会は、昭和40年第1回名取市議会定例会において、沖縄90万同胞が終戦後20年の今日、なお祖国日本への復帰がなされず幾多の困難に堪え、ひたすら祖国日本の宝嶺回復を待ち望んでいる現状を同胞として黙過できず、万場一致、別紙のとおり「沖縄の祖国日本への復帰に関する決議」を行なつたので、国会及び政府との面に対する積極的かつ、すみやかなる措置をお願いするものでござります。

以上、本市議会決議書を添え要請いたします。敬具

名取市

上理要連絡	
要研究	急
議長	村内
枝	河内
済	吉田
有	馬山
渡	辻平川
大	高吉津
中	田藤
後	藤

沖縄の祖国日本へ復帰に関する決議

第二次大戦終戦後、沖縄がアメリカの占領下となつて以来九十万島民が、祖国日本への復帰を目指して悲願ここに二十年になんなんとしている今日、なおその解決の糸口を見出しえない現状であり、地域住民の心情を想う時察するに余り~~り~~よつて一日も早く祖国日本に完全復帰するよう切望する。

右決議する

昭和四十年三月二十日

アメリカ局長

参事官
北米課長

議案第三号

昭和四十一年三月二十二日

慶媛島北寧和那津島附議会議長小鳥 宗夫

標記要望次議別紙の通り提出いたします。宜敷
お取計下さい。梓 お願ひ致します。

外務大臣
樺名錦三郎殿

要研究	至急
課長	横
技員	内
齊藤	吉
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
田中	田藤
岩	田

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要望決議

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつていることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主權平等を基調としているが、沖縄の米國統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、復讐な条件から発生する問題のすべては、その殆んどが祖国復帰に帰着するものであつてこの前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう本議会は町民の総意を結集して要望する。

右決議す

昭和四十年三月二十八日

愛媛県北宇和郡津島町議会議長 小島守夫

外務大臣
桜井三郎

アメリカ局長

参事官

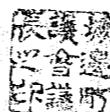
米課長

昭和四十一年三月二十日

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要請

要請者

愛媛県南宇和郡城辺町
町議会議長 土居米一



外務省大臣 植名悦三郎 殿

要處理要連絡	
要研究至急	
課長	上村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
鈴木	吉津
田中	義
佐藤	義
伊藤	義

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつてゐる事も事実であります。

しかしながらこの極めて当然の民族的 requirement は無視され、今日なお米國の統治下に置かれ沖縄住民が祖国同様と国民生活を共にする事が出来ないことは、われわれ国民にとつて此の上ない悲しみであります。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主權平等を基調としているが沖縄の米國統治が続くことについては、米國の國際感信を失わせるばかりでなく日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて佐藤、ジョンソン会談に於て沖縄の祖国復帰を提議されたといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ沖縄県民の悲願がいまだ達成されなかつた事は誠に残念である。

今日複雑な条件から発生する問題のすべてはそのほとんどが祖国復帰に帰着す

るものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解して載き沖縄の祖国復帰の速かに実現される事を要請する。

右決議する。

昭和四十年三月十六日

城辺町議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

謹啓 陽春のみきり、御清景のことと御慶ひ
申し上げます。

さて、呼子町試合におきましては、5月22日の定期会
において添付別紙のとおり、「沖縄の祖国復帰早期
実現に関する意見書」を満場一致をもつて決議致し
ました。

何卒意見書の趣旨に御賛同を賜わり、格段の御
配慮をいたただきなく、切に懇願申し上げます。

昭和40年5月22日

外務大臣

椎名悦三郎

要処理	要 急
要研究	至 急
課 長	村 内
支 行	河 内
行 政	藤 田
行 政	馬 山
行 政	平 川
行 政	辻 津
行 政	占 田
行 政	田 藤

佐賀県東海道呼子町試合議長 破口良左二

同議長

呼子町

沖縄の祖国復帰早期実現に関する意見書

戦後二十年を経過した現在も、沖縄県民九十万人の祖国復帰によせる悲願は、日本国民すべての世論となつてゐる。沖縄住民は、いじめの生活と無权利状態に苦しんでゐる。され、今日なお米国の統治下にある沖縄住民は、極めて当然な民族的要望は無視が、かつては日本の領土であり、我々と国民生活を共にしてきた同胞の住む沖縄は、今や米国の施政権によつて統治され、日本と自由な往来さえも出来ない状態を続けてゐる。政治も教育も米軍司令官の指示を受け、祝祭日に日の丸の旗さえ揚げることを許されない沖縄住民の祖国日本へ復帰しようといふ願いは崇高なものであり如何なる权力も之を侵すことには出来ない。國連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続けられることは、米国の國際威信を失はせ、日米相互間の信頼を損害するものである。沖縄の将来を決するもの、それは沖縄の施政権の返還であり、この早期実現こそ、現在、発生する複雑な諸問題を解決する唯一の道である。

我々は沖縄住民の祖国復帰運動を支持し、沖縄と本土との自由な往来、基本的人权の回復を図られるよう地方自治法第九十九条第三項により意見書を提出する。

昭和四十一年三月二十二日

提案者

呼子町試合議長 磯口 良左衛門

久満 走善
渡辺 多内
伊藤 重義

右 決議する。

昭和四十一年三月二十二日

沖縄東那覇郡呼子町試合議長 磯口 良左衛門



アメリカ局長

官事参

課長

米課

昭和四十年三月二十一日

愛媛県議会議長
松尾武

意見書の提出について

第一回愛媛県議会定例会において議決をみた意見書を別紙のとおり提出いたします。

外務大臣推名悦元印

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
技術	内河
齊有	吉田
渡	藤山
大中	辺平
中後	吉津
後藤	田



沖縄の祖国復帰に関する意見書

沖縄の祖国復帰は全島民の悲願であり、われわれ日本人ひとしくその実現される日の速やかならんことを希求している。

沖縄は対日講和条約により現在なお米国の施政権下にあるが、潛在主権は日本にあり、かつ日本領土の一部であることは明白な事実である。

しかるに対日講和条約発効後すでに十三年を経過した今日、依然として米国の統治権下に支配されていることはまことに不都合であり、国連憲章はもとより世界の世論にも反するものであり、沖縄施政権の日本への返還は国連の植民地開放宣言と世界平和への大道である。

よつて政府においては、沖縄島民の切々たる祖国復帰の声にこたえて、一日も早くその実現をはかるよう最善の努力を払われるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する

昭和四十年三月十六日

愛媛県議会



歯舞、色丹諸島の祖国復帰に関する意見書

歯舞、色丹諸島の祖国復帰はわれわれ日本人ひとしくその実現の速やかならんことを

希求しているところである。

歯舞、色丹諸島は現在なおソ連邦の領守するところとなつてゐるが、これら諸島が國際法上また歴史的にも日本領土の一部であることは明白な事実であつて、第二次世界大戦戦後処理の基本方針として連合国が宣言した領土の不拡張の原則からも、これらの速やかな返還こそ、國際正義にかない、ひいては世界恒久平和に資するものと確信する。よつて政府におかれでは、国民の切々たる日本復帰の声にこたえて、一日も早くその実現をはかるべく積極的な措置を講ぜられるよう要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する

昭和四十年三月十六日

愛媛県議会

